鹿児島都市計画都市高速鉄道
JR 指宿枕崎線

第１３章　資料編

旧慈眼寺駅

１３－１　都市計画法第 23 条第 6 項の協議に係る覚書

覚　　書

鹿児島市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、ＪＲ指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）（以下「連立事業」という。）に係る都市計画法第２３条第６項の協議にあたり、連立事業の施行等に関して、次のとおり覚書を交換する。

（目的及び協力）

第１条　本覚書は、連立事業及びその関連事業の円滑な事業促進を図ることを目的とし、甲・乙は協力してこれにあたるものとする。

（費用負担）

第２条　連立事業の費用負担については、平成１６年３月３０日付「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」（以下「要綱」という。）及び「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱」（以下「細目要綱」という。）に基づくものとする。

２　木之下川都市基盤河川改修事業（以下「河川改修事業」という。）については、連立事業と同時に施行するものとする。また、河川改修事業単独でＪＲ木之下川橋りょうを仮線方式により改築する場合にかかる費用に相当する額（別紙に示す工事等にかかる額として概算金額１５億円。以下「改築費相当額」という。）を河川改修事業より負担するものとする。なお、この改築費相当額については、連立事業の費用負担対象額から除くものとする。

３　前項のうち、改築費相当額については、工事基本協定締結までに実施設計を行い、それを基に額を確定するものする。

４　前２項の河川改修事業に伴う費用負担については、平成１４年１２月２５日付「河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する実施要綱」（以下「河川要綱」という。）及び「同細目要綱」（以下「河川細目要綱」に基づくものとする。

（用地処理）

第３条　連立事業のため取得する鉄道用地の処理は、要綱第８条及び細目要綱第１４条の規定によるものとし、その詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

２　甲は、乙が事業に必要とする用地を除き、前項の用地処理後に残存することとなる乙の用地を減価補償金相当額による取得対象用地等として連立事業完了までに更地正常価格にて買収するものとし、その詳細については、別途甲・乙協議するものとする。なお、甲は、乙の用地の売却益に対し賦課される法人所得税等について、減免されるよう協力するものとする。

３　道路と鉄道の交差部の用地は、谷山駅周辺地区土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）施行区域内については、公共用地とし、土地区画整理事業施行区域外については、甲は乙の用地を甲の用地と交換もしくは更地正常価格にて乙から有償で取得するものとする。

なお、こ道橋の橋脚もしくは橋台における交差道路側の面と道路までの間に用地が発生する場合は、甲が取得するものとし、その詳細については別途甲・乙協議するものとする。

４　乙は、前項の甲帰属となる交差部用地を鉄道施設物存続中無償で占用できるものとする。
　また、乙は、高架橋上の電柱基礎等で必要となる道路等の上空について、当該道路等の建築限界を侵さない範囲で、無償占用できるものとする。
５　鉄道と河川の交差部における用地の取扱いについては、河川要綱及び河川細目要綱に基づくものとする。
６　連立事業により里道、水路を付替える場合の用地処理及び手続きについては、甲が行うものとし、その詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

（高架下利用）
第４条　高架下の利用及びその使用料については、要綱第１０条及び細目要綱第１６条の規定に基づくものとし、その詳細については、甲・乙協議するものとする。
２　甲は、乙の事業に必要となる部分を除き、高架下を借り受けるものとする。なお、借受位置及び賃料等の詳細については、別途甲・乙協議するものとする。
３　甲は、駅部を含む高架下において、甲の管理による駐輪場を設置する場合は、甲の負担で設置するものとし、乙はこれに協力するものとする。なお、設置位置等の詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

（駅施設等）
第５条　改札口内コンコースとホームを結ぶエレベーターの設置に要する費用は、高架施設費の負担割合で負担するものとし、運転及び維持管理に要する費用は乙が負担するものとする。
２　改札口内コンコースとホームを結ぶエスカレーターの設置については、別途甲・乙協議するものとし、事業認可前までにその運転及び維持管理費用等について取り決めるものとする。
３　改札口外コンコースは、列車の運行時間帯以外は閉鎖するものとし、閉鎖時間など管理運営の詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

（固定資産税等）
第６条　甲は、乙が新駅舎等を取得することに伴い賦課される固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、減免されるよう協力するものとする。

（補償等）
第７条　連立事業に係る用地の取得に伴う用地価格及び損失補償の算定基準は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和３７年６月２９日閣議決定）及び九州用地対策連絡会が定める「損失補償基準標準書」を基本として取り扱うものとする。

（工事関連）
第８条　甲は、連立事業の工事（以下「連立工事」という。）に際し、必要となる周辺家屋等の事前調査及び事後調査等を実施するものとする。なお、これに要する費用は、高架施設費の負担割合で負担するものとする。

２　連立工事の施行に伴う交通規制、道路占用等の行政上の手続き及び河川占用協議等については、甲・乙協力のうえ、甲が関係機関への申請手続きを行うものとする。

３　連立工事用道路の確保については、事前に甲・乙協議のうえ、甲が行うものとする。なお、これに要する費用については、高架施設費負担割合により甲乙で負担するものとする。

４　甲及び乙は、連立工事のために必要となる甲及び乙の用地について、連立工事の期間中、相互に無償で使用できるものとし、その詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

５　連立事業及び土地区画整理事業の施行に伴い、甲が施行する用地買収、測量、側道工事等において鉄道に近接しての工事等となる場合は、鉄道輸送の安全確保と事故時の社会への影響の重大性を鑑み、甲は事前に乙に協議を行うものとする。なお、その詳細については、事前協議時に協議するものとする。

６　連立事業及び土地区画整理事業の施行に伴い、甲が施行する用地買収に伴い、地権者等が鉄道近接地において家屋解体等の工事を行う場合、甲は、その旨を事前に乙に通知を行い、施工方法等について協議を行うものとする。また、鉄道輸送の安全確保と事故時の社会への影響の重大性を鑑み、工事の施行は社団法人日本鉄道施設協会が認定し、乙の講習を受けた「工事管理者（在来線）」の有資格者を保有する施工会社が行うよう地権者等に要請するものとする。なお、その詳細については、事前協議時に協議するものとする。

７　連立工事に伴い発生する苦情及び損害については、甲・乙それぞれの責めに帰する場合を除き、甲・乙協議のうえ甲が処理するものとする。なお、これに要する費用は、高架施設費の負担割合で負担するものとする。

８　甲は、連立事業及び土地区画整理事業に関連する排水処理について、排水能力を十分考慮して、排水設備等を整備するものとする。

９　甲及び乙は、仮線敷設時の踏切において歩行者の安全確保のため、歩行者の歩行スペースを確保できるよう努めるものとする。

１０　甲及び乙は、連立事業の完成時の地盤高と周辺の地盤高とを整合させるものとし、相互に調整を図るものとする。

１１　甲及び乙は、連立工事の実施並びに完成時における騒音・振動等について十分に環境保全対策を図るよう努めるものとし、これに要する費用は高架施設費の負担割合で負担するものとする。

１２　連立工事の施行にあたっては、甲乙協力してコスト縮減等に努めるものとする。

（財産の帰属）

第９条　連立事業に伴い鉄道と道路、河川もしくは水路との交差部に設置したボックス形式・管形式の構造物の財産は、当該構造物の管理を行う道路管理者、河川管理者もしくは水路管理者に帰属するものとする。

（高架施設の構造）

第１０条　乙が設計、施行する高架施設の構造は、桁下空高が３．２m程度確保できる部分を高架橋構造とし、それ未満の部分を盛土構造とすることを基本とする。なお、その詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

（側道）

第１１条　側道計画は別図に示すとおりとし、側道の設置に要する費用の負担については、昭和５１年４月２８日付通達「連続立体交差事業の取扱いについて」に基づくものとする。

（既設橋りょうの取扱い）

第１２条　現在乙が所有し、鉄道橋りょうとして使用している永田川橋りょうは、連立工事完了後速やかに甲に現状にて無償譲渡するものとする。

２　前項の譲渡にあたり発生する費用は、甲が負担するものとする。また、譲渡に伴い必要となる工事がある場合は、甲の負担で行うものとし、施工については、別途甲・乙協議するものとする。

（駅舎及び高架橋等の設計）

第１３条　駅舎及び高架橋等の設計においては、都市景観に配慮するよう努めるものとし、その詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

（駅舎及び高架橋等のグレードアップに伴う費用及び維持管理費）

第１４条　駅舎及び高架橋等において、地元の要望及び都市景観上の配慮等によりグレードアップを行う場合、これに伴い増加する費用、維持管理費等については、甲が負担するものとし、その詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

（説明会等）

第１５条　甲は、連立事業を円滑に進めるため、地元説明会の開催、広報活動等を行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（慈眼寺駅前広場）

第１６条　慈眼寺駅前広場は、甲の単独広場として、連立事業完了後速やかに整備するものとする。

２　慈眼寺駅前広場の造成に支障する建物等の補償に要する費用は、連立事業で補償するものを除き、甲が負担するものとする。

３　慈眼寺駅前広場のレイアウト等については、交通結節点としての機能が発揮できるよう、甲・乙が協力して計画するものとする。

（費用等の把握及び確認）

第１７条　甲及び乙は、連立事業における費用等について透明性の確保の観点から、工事基本協定の締結時など、相互にその内容等を把握及び確認するものとする。なお、その方法など詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

（河川改修に伴う実施協議）

第１８条　甲は、乙に対して、河川改修事業に伴う実施協議を連立事業の工事基本協定締結前までに完了するものとする。

（その他）

第１９条　この覚書に定めのない事項、又はこの覚書の内容について疑義を生じた場合は、その都度甲・乙協議のうえ処理するものとする。

以上、覚書の証として本書２通を作成し、甲・乙押印のうえ各自その１通を保有する。

平成１８年 ３ 月２９日

鹿児島市山下町１１番１号
甲　鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　博　幸

福岡市博多区博多駅前三丁目２５番２１号
乙　九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　石　原　進

別　紙

木之下川都市基盤河川改修事業による JR 木之下川橋りょう改築費　対象項目

工　種	種　別	細　別	説　明
鉄　道	鉄道用地	借　地	仮　線
			工事用道路
	補　償	機能補償	家屋補償
			補償工事
	鉄道工事	本線工事	路　盤
			橋　梁
			停車場工作物
			軌　道
			建　築
			機　械
			電　気
		仮線工事	仮線路盤
			仮線橋梁
			仮線停車場工作物
			仮線軌道
			仮線建物
			仮線機械
			仮線電気
		工事附帯	
	事務費		
道　路	道路工事	道路工事	本城踏切
			諏訪踏切
			種ヶ宇都第２踏切
		工事附帯	

別　図

平　面　図
S=1:2,000

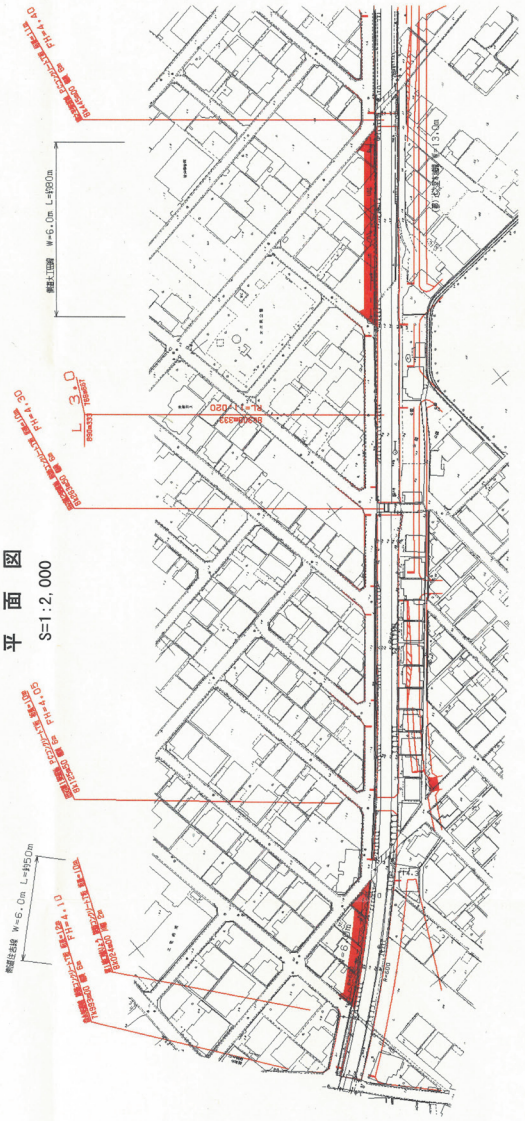

標準横断面図
S=1:200

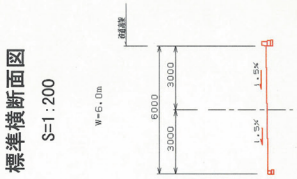

縦断面図　V=1:400　H=1:2,000
側道住吉線

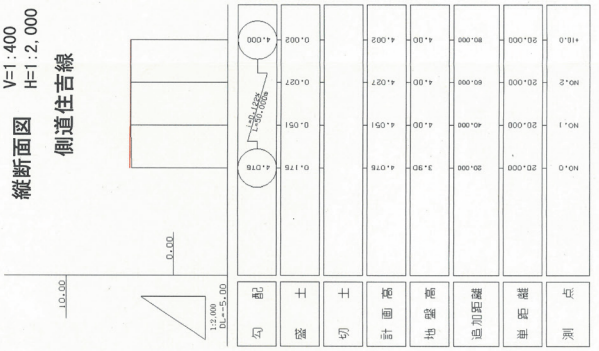

縦断面図　V=1:400　H=1:2,000
側道大工田線

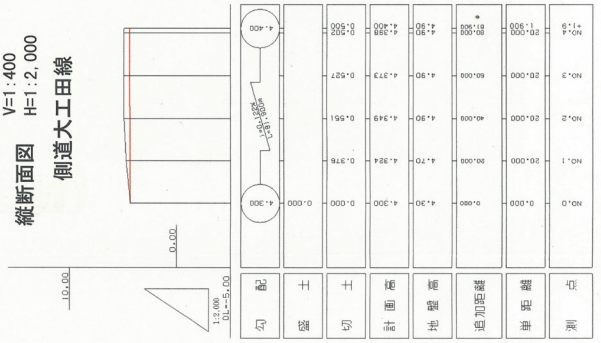

１３－２　基本協定書（当初）

収入印紙　日本政府　40,000円　収入印紙　日本政府　40,000円

基　本　協　定　書

鹿児島市（以下「甲」という。）を事業主体とする鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）（以下「事業」という。）の施行について、甲と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成１６年３月３０日付け「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」（以下「基本要綱」という。）及び「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱」（以下「細目要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（相互協力）
第１条　甲及び乙は、事業等の円滑な実施を図るため、相互に協力するものとする。

（位置、設計及び工程）
第２条　事業位置、設計及び工程は別紙図書のとおりとする。

（事業の施行）
第３条　事業は、次の区分により施行するものとする。

甲施行	道路施設等	道路用地、建設及びその他道路関連施設等
	鉄道施設	新線路用地の取得及び仮線路用地の借地
乙施行	道路施設等	仮設踏切道等
	鉄道施設	甲施行を除く鉄道施設

２　甲及び乙は、前項の事業のうち相互の施設に近接して事業を施行しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

３　甲及び乙は、事業の施行計画等について、あらかじめ協議するものとする。

４　木之下川都市基盤河川改修事業（以下「河川改修事業」という。）については本協定の中で同時に施行するものとする。

（事業の費用）
第４条　事業に要する費用は、総額概算１４，９４９，０００千円とし、甲の施行に係る概算額は、２，６５３，７６３千円、乙の施行に係る概算額は１２，２９５，２３７千円とする。

２　前項の費用には、事業と同時に施行する河川改修事業に要する費用を含むものとし、河川改修事業単独でＪＲ木之下川橋りょうを仮線方式により改築する場合にかかる総額概算１，５００，０００千円とする。

（費用の負担及び支払い）
第５条　前条第１項における事業の費用負担については、別紙工事費負担金額算定調書により、甲が１４，０６４，０５８千円、乙が８８４，９４２千円をそれぞれ負担するものとする。

２　前項の費用負担には、河川改修事業に係る改築費相当額について、河川改修事業が負担するものとし、甲が１，４９３，７７３千円、乙が６，２２７千円（限度額）をそれぞれ負担するものとする。

３　前各項の費用の支出年度及び各年度の支出時期、支出方法は、別途甲、乙協議するものとする。

４　甲及び乙は、各年度における決算額を当該年度終了後、速やかに相手方に通知するものとする。

（設計変更等及び事業費の精算）
第６条　現地の状況等により工事の設計を著しく変更しようとする場合、又は物価労賃の変動等により事業費に著しい変更を生じる場合には、あらかじめ甲、乙協議の上処理するものとする。

２　事業費は、事業完了後、速やかに精算するものとする。

（財産所有権等の帰属）
第７条　事業完了後の財産所有権の帰属及び保守の区分は次のとおりとする。

道路施設等	甲を含む道路管理者、水路施設管理者等
鉄道施設	乙

（踏切道の除却）
第８条　別紙踏切道除却調書に示す踏切道の除却に関する手続きは、甲乙それぞれが事業の完了までに措置するものとする。

（撤廃物等の処理）
第９条　工事施行の結果発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとする。また、工事の施行により購入又は設備した物件で工事完成後残存するものについては、その完成時における評価額を工事費の負担割合により精算するものとする。なお、その精算方法及び評価額については、別途甲、乙協議するものとする。

（用地の処理）
第１０条　連立事業のため取得する鉄道用地の処理は、基本要綱第８条及び細目要綱第１４条の規定によるものとし、その詳細については、別途甲、乙協議するも

のとする。

2　乙は、前項の甲帰属となる交差部用地を鉄道施設物存続中無償で占用できるものとする。また、乙は、高架橋上の電柱基礎等で必要となる道路等の上空について、当該道路等の建築限界を侵さない範囲で、無償占用できるものとする。

3　鉄道と河川の交差部における用地の取扱いについては、「河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する実施要綱」及び「河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する細目要綱」に基づくものとする。

4　事業により里道、水路を付替える場合の用地処理及び手続きについては、甲が行うものとし、その詳細については、別途甲、乙協議するものとする。

5　土地区画整理事業施行区域外で事業のため取得する鉄道用地は、基本要綱第８条及び細目要綱第１４条によるものとし、その詳細については、別途事前に甲、乙で協議を行うものとする。

（高架下の利用）

第１１条　高架下の利用及びその使用料については、基本要綱第１０条及び細目要綱第１６条の規定に基づくものとし、その詳細については、乙の業務に支障のないように、甲、乙協議するものとする。なお、高架下の利用については、別途甲、乙で協定を締結するものとする。

（交通規制等）

第１２条　工事に伴い必要とする交通規制等の行政上の手続きは、甲、乙協議の上、甲が関係機関への申請手続きを行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（家屋等の調査及び補償）

第１３条　家屋等の事前、事後調査は、甲、乙協議の上、甲において実施するものとし、事後調査の結果、判明した被害については、甲、乙それぞれの責めに帰する場合を除き、甲、乙協議の上、甲が主体的に処理するものとする。

（損害の処理）

第１４条　事業の実施にあたって発生した損害は、甲、乙それぞれの責めに帰する場合を除き、甲、乙協議の上、甲が主体的に処理するものとする。

（苦情等の処理）

第１５条　事業の施行に伴う苦情等は、甲、乙それぞれの責めに帰する場合を除き、甲、乙協議の上、甲が主体的に処理するものとする。

（実施協定）

第１６条　甲及び乙は、事業施行について各年度の実施協定を締結するものとし、詳細については、甲乙別途協議するものとする。

（費用等の把握及び確認）

第１７条　甲及び乙は、事業における費用等について、透明性の確保の観点から、相互にその内容等を把握及び確認するものとする。なお、その方法など詳細については別途甲、乙協議するものとする。

（事業の効率的な実施）

第１８条　甲及び乙は、事業の施行にあたり、甲乙協力してコスト縮減等に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第１９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から精算が完了する日までとする。

（その他）

第２０条　本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上、処理するものとする。

本協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２０年　２月　２７日

甲　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　博　幸

乙　福岡市博多区博多駅前三丁目２５番２１号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　石　原　進

鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）

工　事　工　程　表

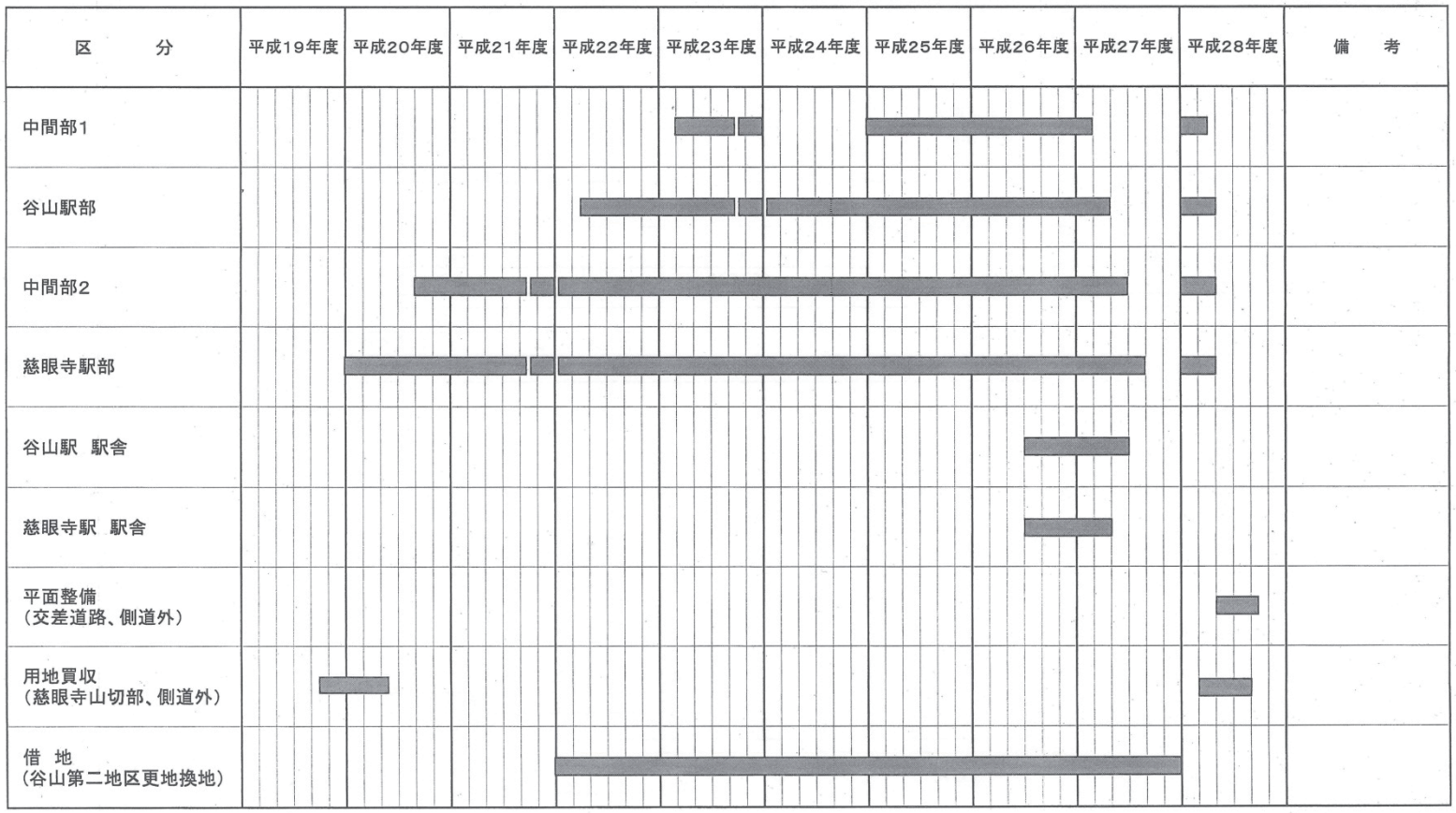

鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）

工事負担金算定調書［総括］

◎　全体工事費

（単位：千円）

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
14,949,000	14,064,058	884,942	2,653,763	12,295,237

区分／年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	ＪＲ九州	計	鹿児島市	ＪＲ九州	計
平成18年度まで	270,204	19,796	290,000	147,125	142,875	290,000
平成19年度以降	13,793,854	865,146	14,659,000	2,506,638	12,152,362	14,659,000

○　鉄道施設費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
14,014,200	13,160,667	853,533	2,062,763	11,951,437

区分／年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	ＪＲ九州	計	鹿児島市	ＪＲ九州	計
平成18年度まで	270,204	19,796	290,000	147,125	142,875	290,000
平成19年度以降	12,890,463	833,737	13,724,200	1,915,638	11,808,562	13,724,200

○　道路施設費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
591,000	559,591	31,409	591,000	0

区分／年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	ＪＲ九州	計	鹿児島市	ＪＲ九州	計
平成18年度まで	0	0	0	0	0	0
平成19年度以降	559,591	31,409	591,000	591,000	0	591,000

○　受託工事費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
343,800	343,800	0	0	343,800

区分／年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	ＪＲ九州	計	鹿児島市	ＪＲ九州	計
平成18年度まで	0	0	0	0	0	0
平成19年度以降	343,800	0	343,800	0	343,800	343,800

鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）

踏　切　除　却　調　書

踏切名称	キロ程	踏切種別	踏切幅員	道路種別	備　考
市　電　上	６ｋ９４８ｍ	１種自動甲（全）	１．５ｍ	他	指宿枕崎線
中　　村	７ｋ０６８ｍ	１種自動甲（両）	１０．０ｍ	市道	指宿枕崎線
春　　田	７ｋ６４８ｍ	１種自動甲（全）	５．２ｍ	市道	指宿枕崎線
伊作街道	７ｋ７３２ｍ	１種自動甲（全）	７．０ｍ	市道	指宿枕崎線
辻堂第１	７ｋ７８７ｍ	４種	２．０ｍ	他	指宿枕崎線
辻堂第２	７ｋ９１１ｍ	１種自動甲（全）	１．５ｍ	他	指宿枕崎線
森　　永	７ｋ９８８ｍ	１種自動甲（全）	６．０ｍ	市道	指宿枕崎線
田辺第１	８ｋ０９７ｍ	１種自動甲（全）	２．６ｍ	市道	指宿枕崎線
田辺第２	８ｋ２６０ｍ	１種自動甲（全）	３．６ｍ	他	指宿枕崎線
陣　之　平	８ｋ４５３ｍ	１種自動甲（全）	２．０ｍ	他	指宿枕崎線
試　験　場	８ｋ５４３ｍ	１種自動甲（全）	６．０ｍ	市道	指宿枕崎線
大　久　保	８ｋ７０８ｍ	１種自動甲（全）	４．０ｍ	市道	指宿枕崎線
本　　庄	８ｋ８３１ｍ	４種	２．６ｍ	他	指宿枕崎線
諏　　訪	９ｋ１０５ｍ	１種自動甲（全）	５．５ｍ	市道	指宿枕崎線
種ヶ宇都第２	９ｋ３１４ｍ	１種自動甲（全）	２．７ｍ	他	指宿枕崎線

鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）

都市側増加増強の算出について

交差道路を新設又は拡幅するため、支間２５m以上の鉄道橋が必要となるのは、

1．辻堂第１架道橋
2．南清見諏訪線架道橋
3．向川原森山線架道橋
4．大久保架道橋
5．御所下和田名線架道橋

以上の５箇所である。よって、上記５箇所について仮想設計を行い、増加費を算出するものとする。

増加費用＝高架施設費（実施設計）－高架施設費（仮想設計）

また、既設永田川橋梁の整備費及びグレードアップ等についても、都市側の増加費となる。

都市側増加費の一覧表

番号	名　　称	実施設計	仮想設計	増加費	備考
1	辻堂第１架道橋	191,280	172,386	18,894	
2	南清見諏訪線架道橋	190,701	106,152	84,549	
3	向川原森山線架道橋	232,520	233,352	−832	
4	大久保架道橋	126,308	103,814	22,494	
5	御所下和田名線架道橋	548,624	543,326	5,298	
6	既設永田川橋梁整備費	67,700	0	67,700	
7	グレードアップ等	116,410	0	116,410	

１３－３　基本協定書（変更第１回）

基 本 協 定 書 （ 変 更 第 １ 回 ）

鹿児島市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）に関し、平成２０年２月２７日付けで締結した基本協定（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次の通り締結する。

１　原協定書第２条の工程表を別紙１の通り改める。

２　原協定書第４条第１項を次の通り改める。

（事業の費用）

第４条　事業に要する費用は、総額概算１９，５００，０００千円とし、甲の施行に係る概算額は、２，２０１，３７５千円、乙の施行に係る概算額は１７，２９８，６２５千円とする。

３　原協定書第５条を次の通り改める。

第５条　前条第１項における事業の費用負担については、別紙２工事負担金算定調書により、甲が１８，３６５，５５２千円、乙が１，１３４，４４８千円をそれぞれ負担するものとする。

２　前項の費用の支出年度及び額は次のとおりとし、平成２６年度以降の各年度の支出額は、別途甲、乙で協議するものとする。

	甲	乙
平成２５年度まで	８，４２６，３１９千円	５０１，０８４千円
平成２６年度以降	９，９３９，２３３千円	６３３，３６４千円
計	１８，３６５，５５２千円	１，１３４，４４８千円

３　第１項の費用負担には、河川改修事業に係る改築費相当額について、河川改修事業が負担するものとし、甲が１，４９３，７７３千円、乙が６，２２７千円（限度額）をそれぞれ負担するものとする。

４　前各項に係る平成２６年度以降の年度区分、支払時期、方法等については別途甲、乙で協議するものとする。

５　甲及び乙は、各年度における決算額を当該年度終了後、速やかに相手方に通知するものとする。

４　原協定書添付の「都市側増加増強の算出について」を別紙３の通り改める

５　協定書添付図面の一部を添付図書の通り改める。

以上、この協定の締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙おのおの記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 27 年 4 月 1 日

甲　鹿児島県鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　博幸

乙　福岡市博多区博多駅前三丁目２５番２１号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　青柳俊彦

別紙1

鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）

工　事　工　程　表（変更第1回）

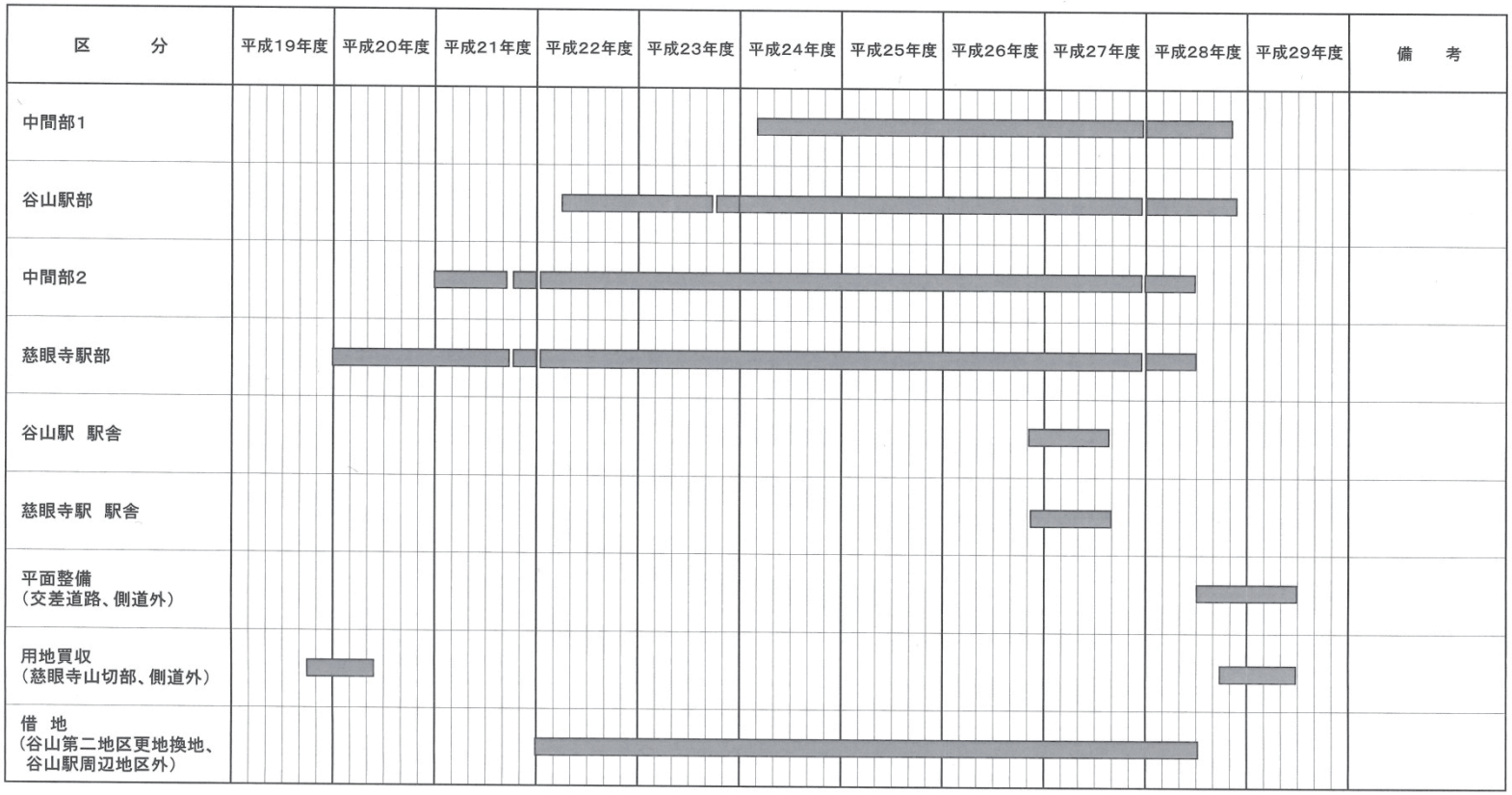

別紙2

工事負担金算定調書[総括](変更第1回)

◎　全体工事費

(単位:千円)

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	JR九州	鹿児島市	JR九州
19,500,000	18,365,552	1,134,448	2,201,375	17,298,625

区分 / 年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	JR九州	計	鹿児島市	JR九州	計
平成25年度まで	8,426,319	501,084	8,927,403	919,722	8,007,681	8,927,403
平成26年度以降	9,939,233	633,364	10,572,597	1,281,653	9,290,944	10,572,597

○　鉄道施設費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	JR九州	鹿児島市	JR九州
18,633,616	17,532,134	1,101,482	1,601,375	17,032,241

区分 / 年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	JR九州	計	鹿児島市	JR九州	計
平成25年度まで	7,753,258	501,084	8,254,342	513,045	7,741,297	8,254,342
平成26年度以降	9,778,876	600,398	10,379,274	1,088,330	9,290,944	10,379,274

○　道路施設費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	JR九州	鹿児島市	JR九州
600,000	567,034	32,966	600,000	0

区分 / 年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	JR九州	計	鹿児島市	JR九州	計
平成25年度まで	406,677	0	406,677	406,677	0	406,677
平成26年度以降	160,357	32,966	193,323	193,323	0	193,323

○　受託工事費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	JR九州	鹿児島市	JR九州
266,384	266,384	0	0	266,384

区分 / 年度	負担金			施行額		
	鹿児島市	JR九州	計	鹿児島市	JR九州	計
平成25年度まで	266,384	0	266,384	0	266,384	266,384
平成26年度以降	0	0	0	0	0	0

別紙３

都市側増加増強の算出について

交差道路を新設又は拡幅するため、支間２５m以上の鉄道橋が必要となる場合の都市側の増加分は次項の表により

１．辻堂第１架道橋
２．南清見諏訪線架道橋
３．向川原森山線架道橋
４．大久保架道橋
５．御所下和田名線架道橋

以上の５箇所である。よって、上記５箇所について仮想設計を行い、増加費を算出するものとする。

増加費用＝高架施設費（施工費）－高架施設費（仮想設計）

また、既設永田川橋梁の整備費についても、都市側の増加費となる。

都市側増加費の一覧表

番号	名称	施工費	仮想設計	増加費	備考
1	辻堂第１架道橋	241,681	172,386	69,295	
2	南清見諏訪線架道橋	235,395	106,152	129,243	
3	向川原森山線架道橋	325,745	233,352	92,393	
4	大久保架道橋	146,502	103,814	42,688	
5	御所下和田名線架道橋	571,606	543,326	28,280	
6	既設永田川橋梁整備費	67,700	0	67,700	

１３－４　基本協定書（変更第２回）

基本協定書（変更第２回）

鹿児島市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）に関し、平成２０年２月２７日付で締結し、平成２７年４月１日付で第１回変更した基本協定（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次の通り締結する。

１　原協定書第２条の工程を別紙１工事工程表の通り改める。

２　原協定書第４条を次の通り改める。

（事業の費用）

第４条　事業に要する費用は、総額１８，３９５，３５９千円とし、甲の施行に係る額は１，２６６，４８０千円、乙の施行に係る額は１７，１２８，８７９千円とする。

２　前項の費用には、事業と同時に施行する河川改修事業に要する費用を含むものとし、河川改修事業単独でＪＲ木之下川橋りょうを仮線方式により改築する場合にかかる総額９１３，０１７千円とする。

３　原協定書第５条を次の通り改める。

第５条　前条第１項における事業の費用負担については、別紙２工事負担金算定調書により、甲が１７，２３０，７７３千円、乙が１，１６４，５８５千円をそれぞれ負担するものとする。

２　第１項の費用負担には、河川改修事業に係る改築費相当額について、河川改修事業が負担するものとし、甲が９０６，７９０千円、乙が６，２２７千円をそれぞれ負担するものとする。

４　原協定書添付の「都市側増加増強の算出について」を別紙３の通り改める。

以上、この協定の締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙おのおの記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 29 日

鹿児島県鹿児島市山下町１１番１号
甲　鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　博幸

福岡市博多区博多駅前三丁目２５番２１号
乙　九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　青柳俊彦

別紙1

鹿児島都市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）

工　事　工　程　表（変更第２回）

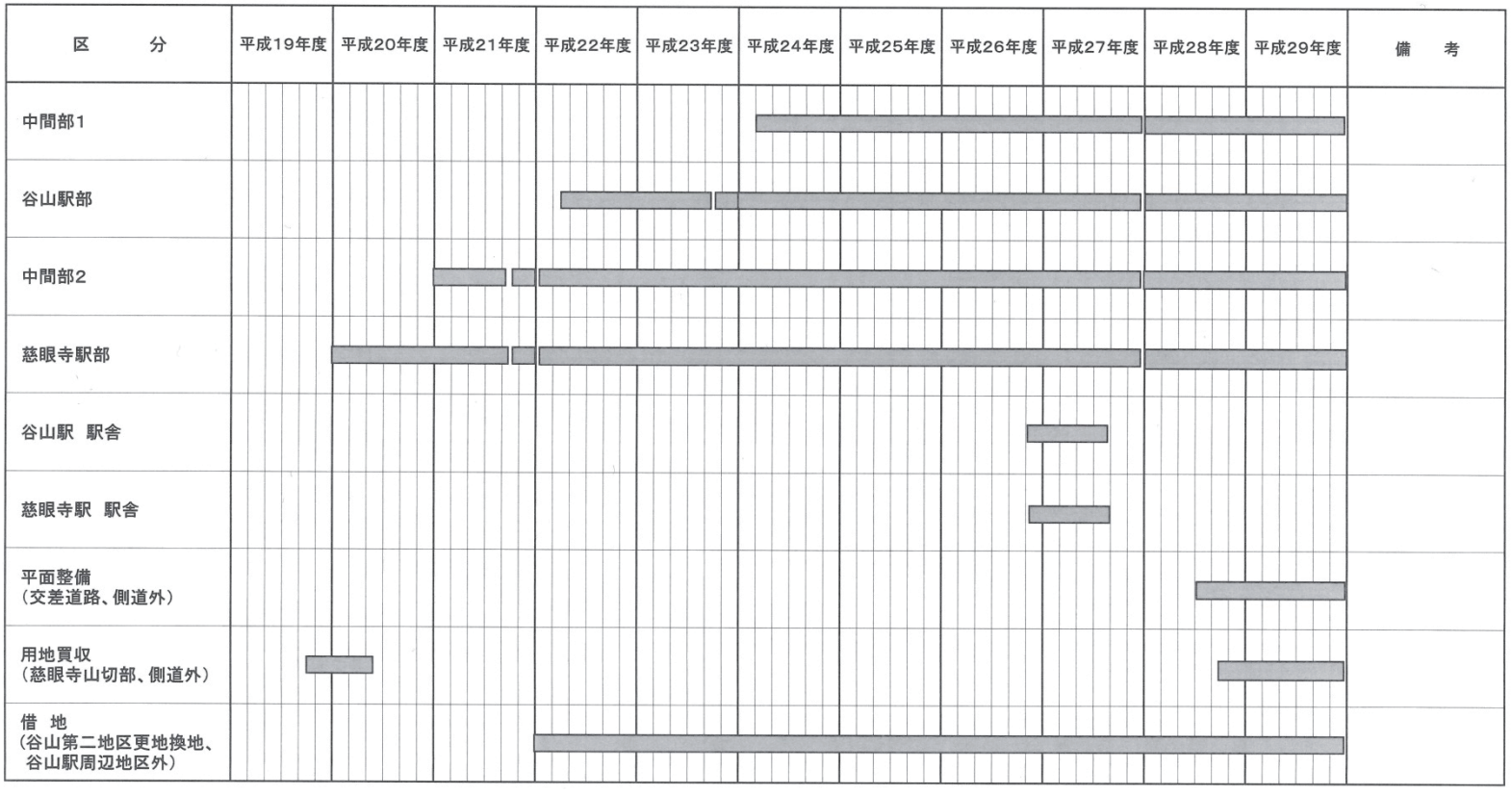

別紙2

工事負担金算定調書[総括]

◎　全体工事費

（単位：千円）

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
18,395,359	17,230,773	1,164,585	1,266,480	17,128,879

○　鉄道施設費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
17,539,257	16,403,013	1,136,243	690,080	16,849,177

○　道路施設費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
576,400	548,058	28,342	576,400	0

○　受託工事費

工事費	負担金		施行額	
	鹿児島市	ＪＲ九州	鹿児島市	ＪＲ九州
279,702	279,702	0	0	279,702

別紙３

都市側増加増強の算出について

交差道路を新設または拡幅するため、支間２５ｍ以上の鉄道橋が必要となる場合の都市側の増加分は次項の表により

１．辻堂第１架道橋
２．南清見諏訪線架道橋
３．向川原森山線架道橋
４．大久保架道橋
５．御所下和田名線架道橋

以上の５箇所である。よって、上記５箇所について仮想設計を行い、増加費を算出するものとする。

増加費用＝高架施設費（施工費）－高架施設費（仮想設計）

また、起点方構造変更及びグレードアップ等についても、都市側の増加費となる。

都市側増加費の一覧表

番号	名称	施工費	仮想設計	増加費	備考
1	辻堂第１架道橋	239, 520	172, 386	67, 134	
2	南清見諏訪線架道橋	234, 667	106, 153	128, 514	
3	向川原森山線架道橋	327, 215	233, 328	93, 887	
4	大久保架道橋	144, 337	103, 812	40, 525	
5	御所下和田名線架道橋	597, 209	543, 319	53, 890	
6	起点方構造変更	100, 911	31, 992	68, 919	
7	グレードアップ等	365, 020	0	365, 020	

１３－５　高架下利用協定書

指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下利用協定書（変更）

鹿児島市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成 28 年 3 月 16 日付で締結した『指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下利用協定書』を次のとおり変更する。

（高架下貸付可能位置及び面積）
第１条　高架下貸付可能位置は、別図に赤色で囲む部分とし、その面積は１４，５１３㎡とする。

（甲が利用する位置及び面積）
第２条　甲が公共の用に供する施設で、利益を伴わないものに利用する面積は、前条のうち緑色で示す部分とし、その面積は２，１７７㎡とする。

（使用料）
第３条　前条に規定する用地の使用料は、公租公課相当額とする。但し、公租公課が賦課されない場合は無償とする。

（契約の締結）
第４条　甲は、第２条に規定された高架下を使用する場合は、あらかじめ乙に協議するものとする。
２　前項に係る実施の細目については、別途甲・乙契約を締結するものとする。

（位置等の変更）
第５条　本協定書締結以降、法令又は監督官庁の通達・指導等に基づき鉄道事業の運営に係る鉄道施設の移転または変更が必要となった場合には、甲・乙協議のうえ、第２条に規定する高架下利用の位置及び面積の見直しを行うものとする。
２　前項に定めるほか、第２条に規定する高架下利用の位置及び面積に変更が必要となった場合は、甲・乙協議のうえ、見直しを行うものとする。

（協定の改訂）
第６条　平成 28 年 3 月 16 日付の「指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下利用協定書」は本協定締結と同時にその効力を失うものとする。

（その他）
第７条　本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議のうえ処理するものとする。

以上、協定の証として本書 2 通を作成し甲・乙おのおの記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日

鹿児島市山下町１１番１号
甲　鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　博幸

福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
乙　九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　青柳　俊彦

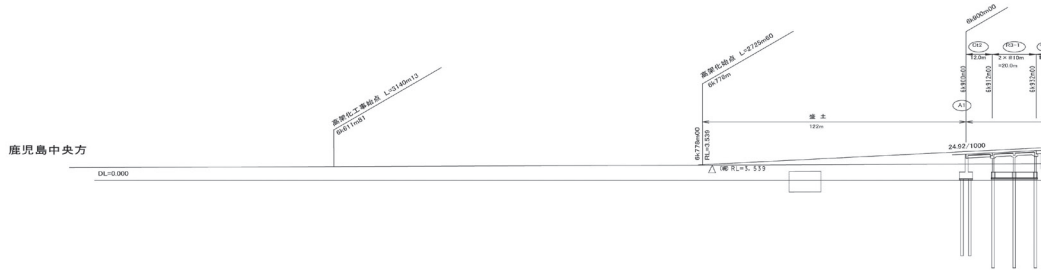
鹿児島中央方
DL=0.000
盛 土
122m
24.92/1000

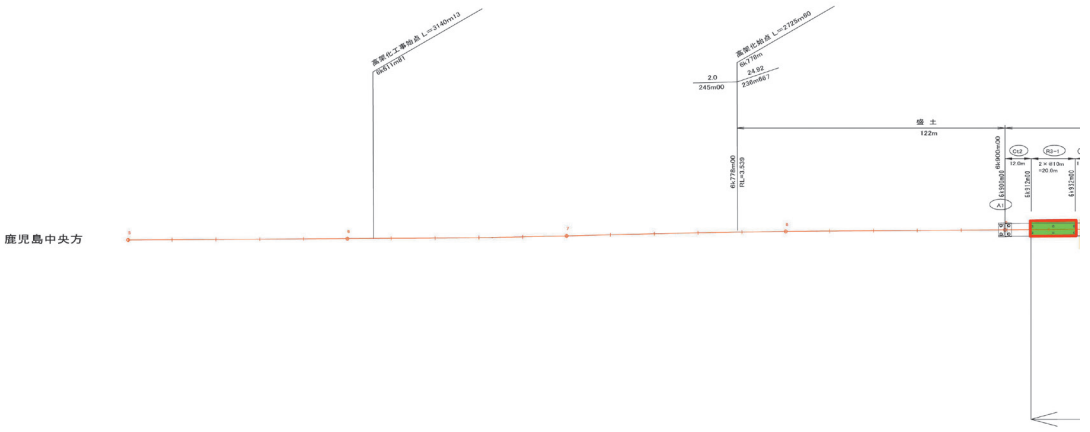
鹿児島中央方
盛 土
122m

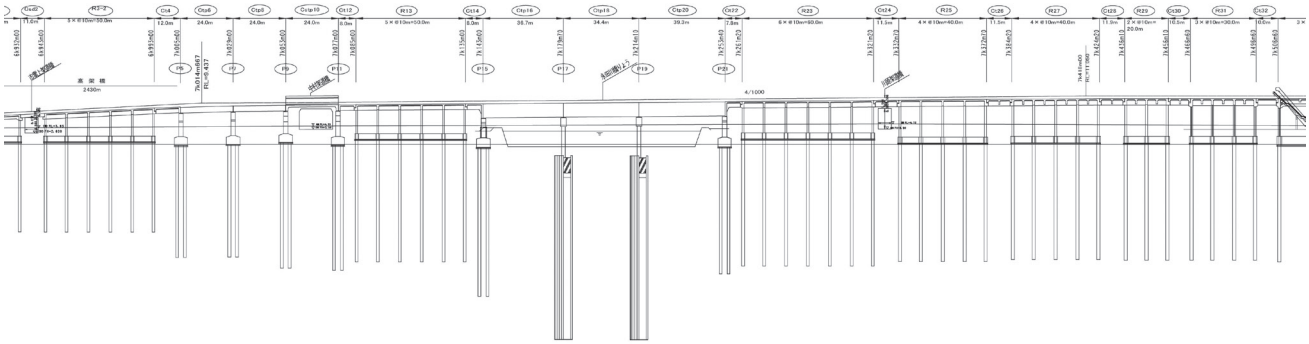

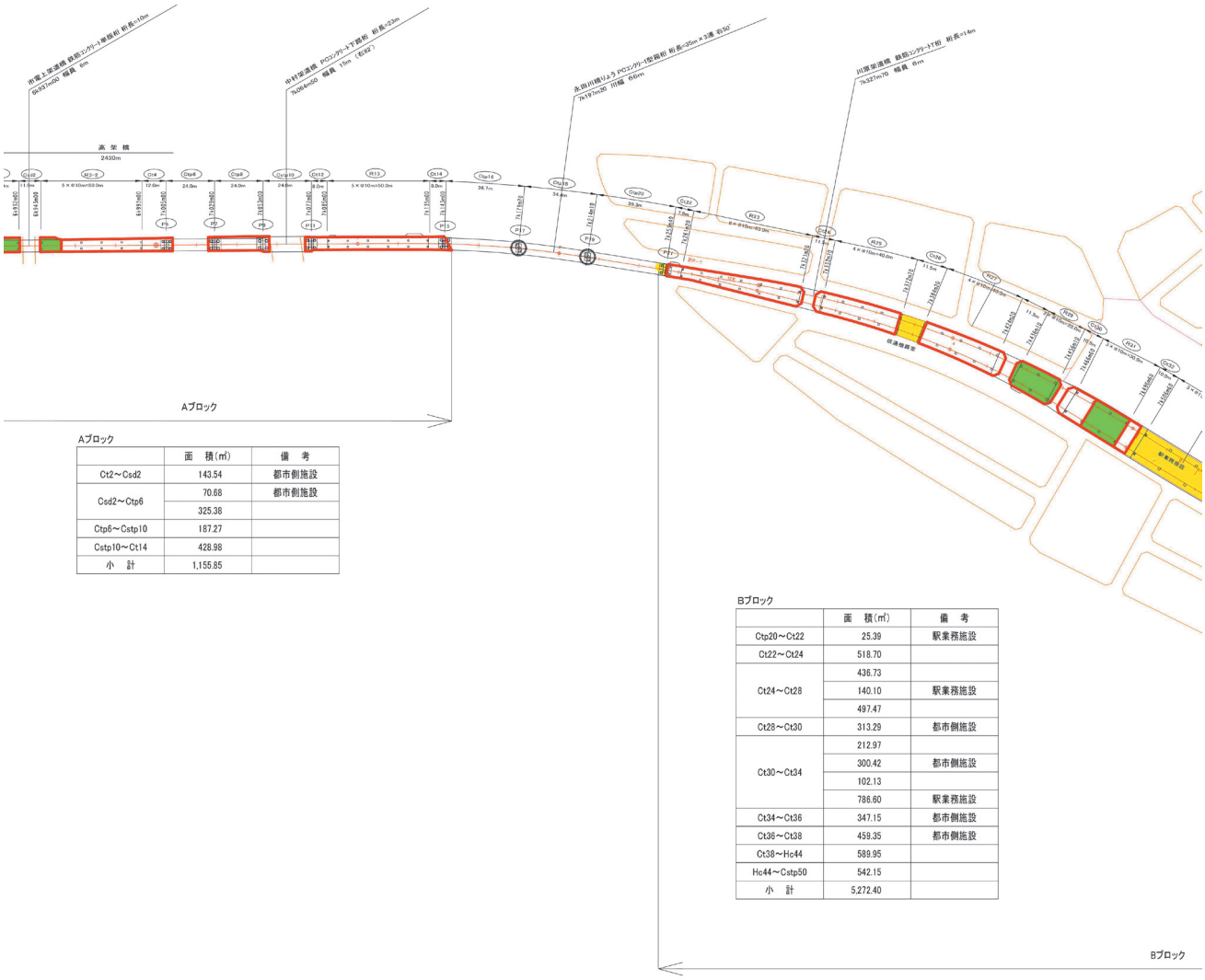

Aブロック

	面　積(㎡)	備　考
Ct2～Csd2	143.54	都市側施設
Csd2～Ctp6	70.68	都市側施設
	325.38	
Ctp6～Cstp10	187.27	
Cstp10～Ct14	428.98	
小　計	1,155.85	

Bブロック

	面　積(㎡)	備　考
Ctp20～Ct22	25.39	駅業務施設
Ct22～Ct24	518.70	
Ct24～Ct28	436.73	
	140.10	駅業務施設
	497.47	
Ct28～Ct30	313.29	都市側施設
Ct30～Ct34	212.97	
	300.42	都市側施設
	102.13	
	786.60	駅業務施設
Ct34～Ct36	347.15	都市側施設
Ct36～Ct38	459.35	都市側施設
Ct38～Hc44	589.95	
Hc44～Cstp50	542.15	
小　計	5,272.40	

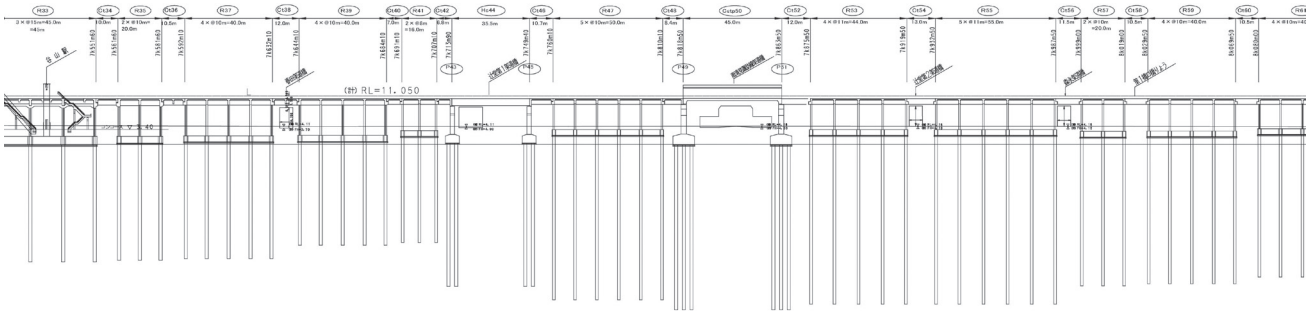

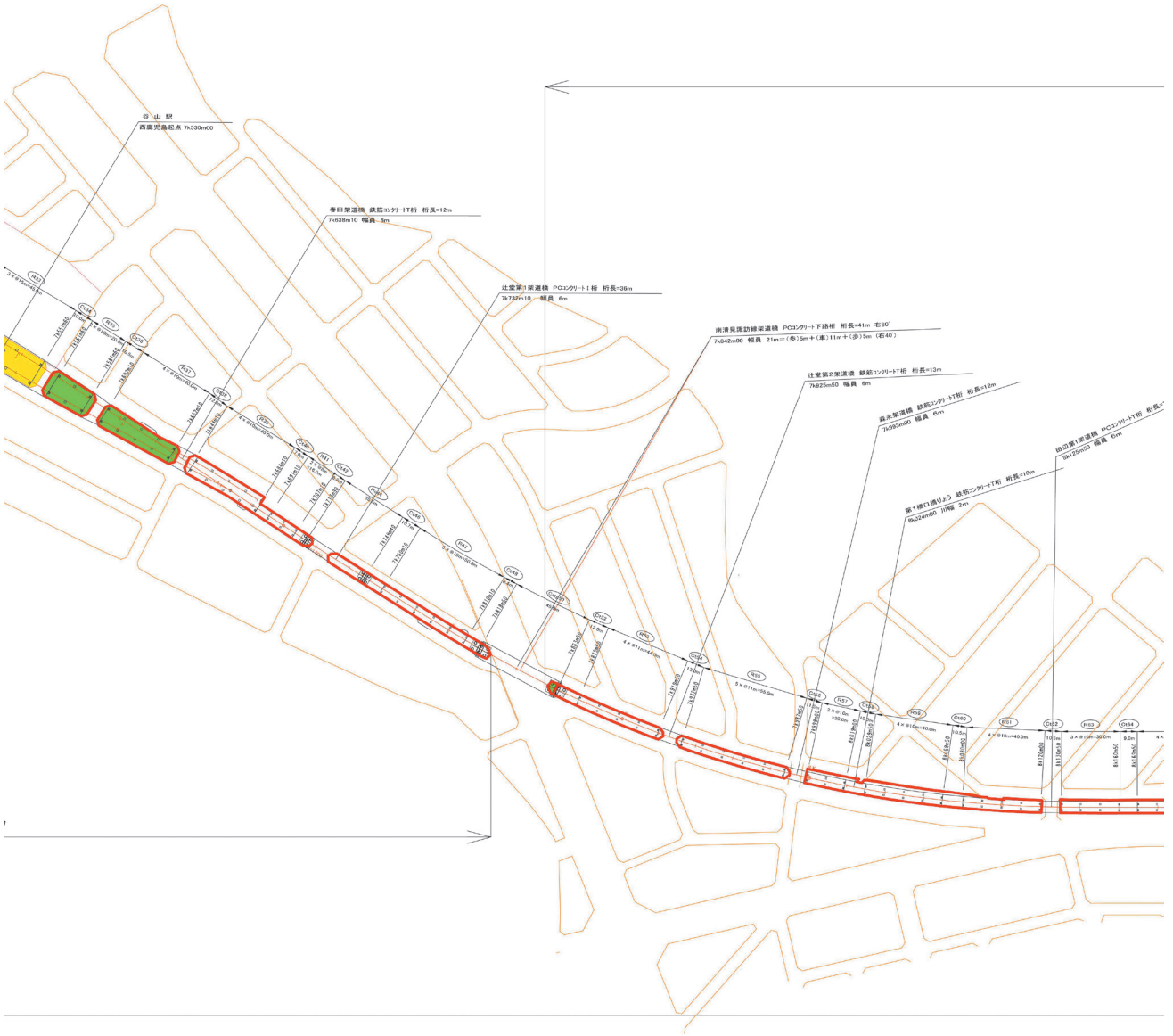
谷山駅
西鹿児島起点 7k530m00
春田架道橋 鉄筋コンクリートT桁 桁長=12m
7k638m10 幅員 8m
辻堂第1架道橋 PCコンクリートI桁 桁長=36m
7k732m10 幅員 6m
南清見踏切線架道橋 PCコンクリート下路桁 桁長=41m 右60°
7k842m00 幅員 21m=(歩)5m+(車)11m+(歩)5m (右40°)
辻堂第2架道橋 鉄筋コンクリートT桁 桁長=13m
7k925m50 幅員 6m
森永架道橋 鉄筋コンクリートT桁 桁長=12m
7k993m00 幅員 6m
第1橋口橋りょう 鉄筋コンクリートT桁 桁長=10m
8k024m00 川幅 2m
田立第1架道橋 PCコンクリートT桁 桁長=
8k125m00 幅員 6m

指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下利用図

S=1：1000

側 面 図

V=1:500,H=1:1000

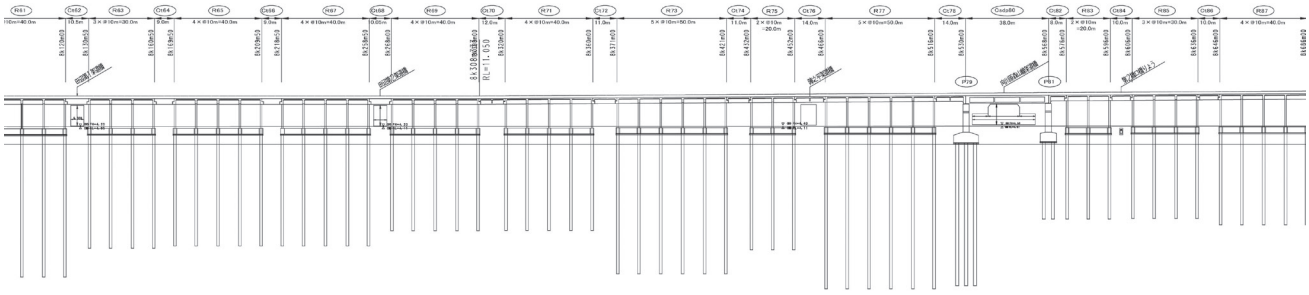

位置平面図

S=1：1000

Cブロック

Cブロック

	面　積（㎡）	備　考
Cstp50～Ct54	16.72	都市側施設
	338.75	
Ct54～Ct56	341.02	
Ct56～Ct62	862.25	
Ct62～Ct68	857.55	
Ct68～Ct76	1,226.83	
Ct76～Csdp80	461.12	
小　計	4,104.24	

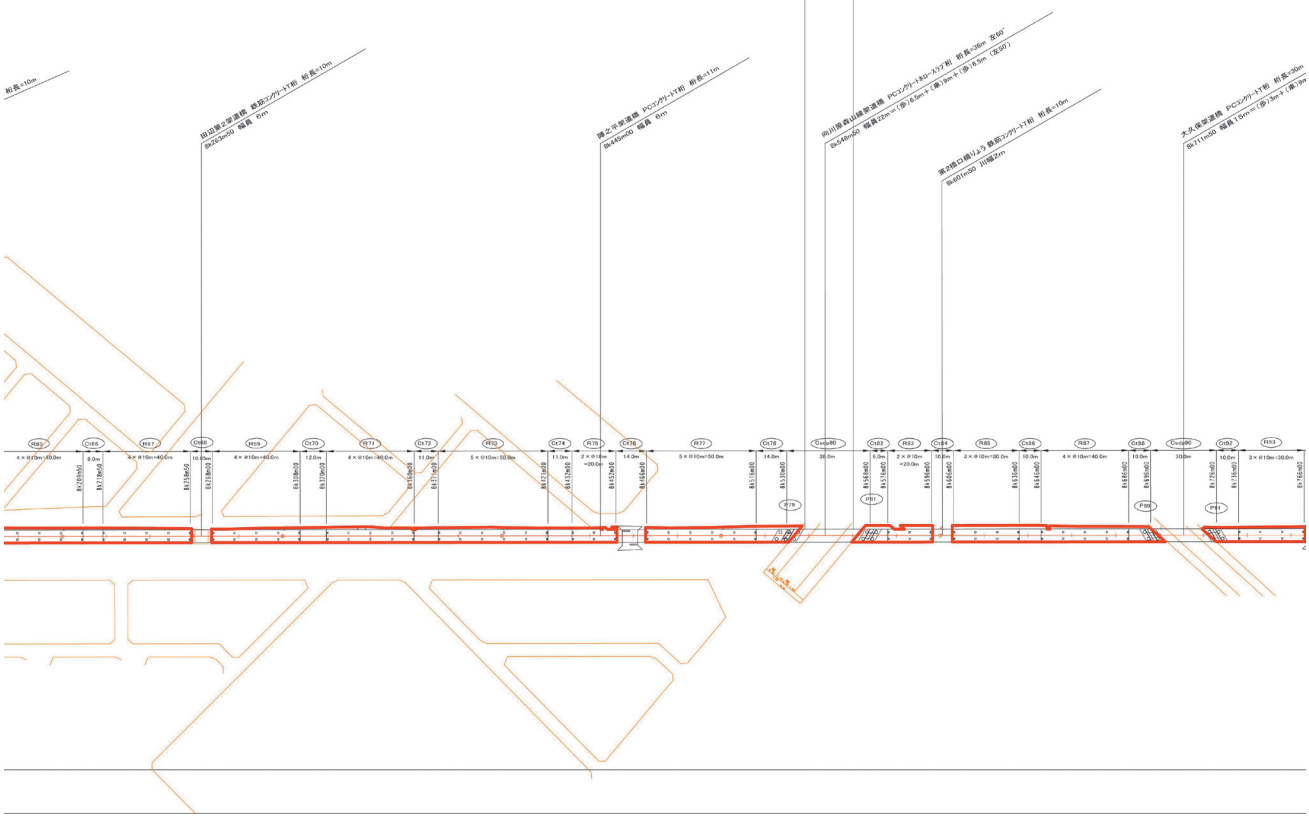

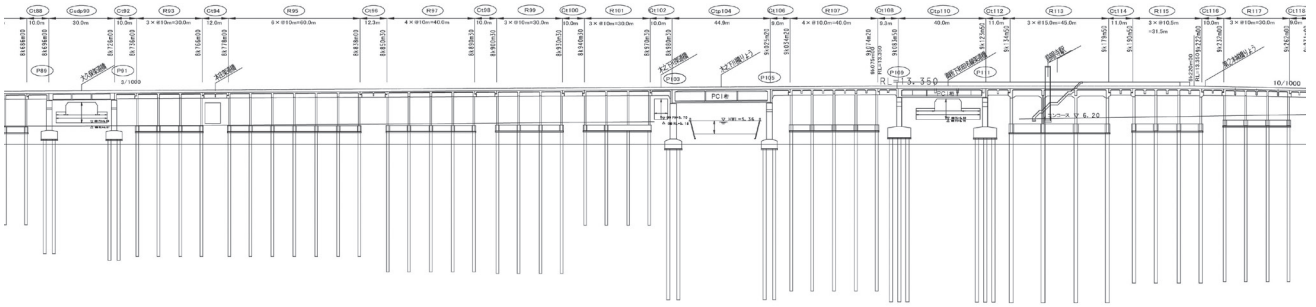

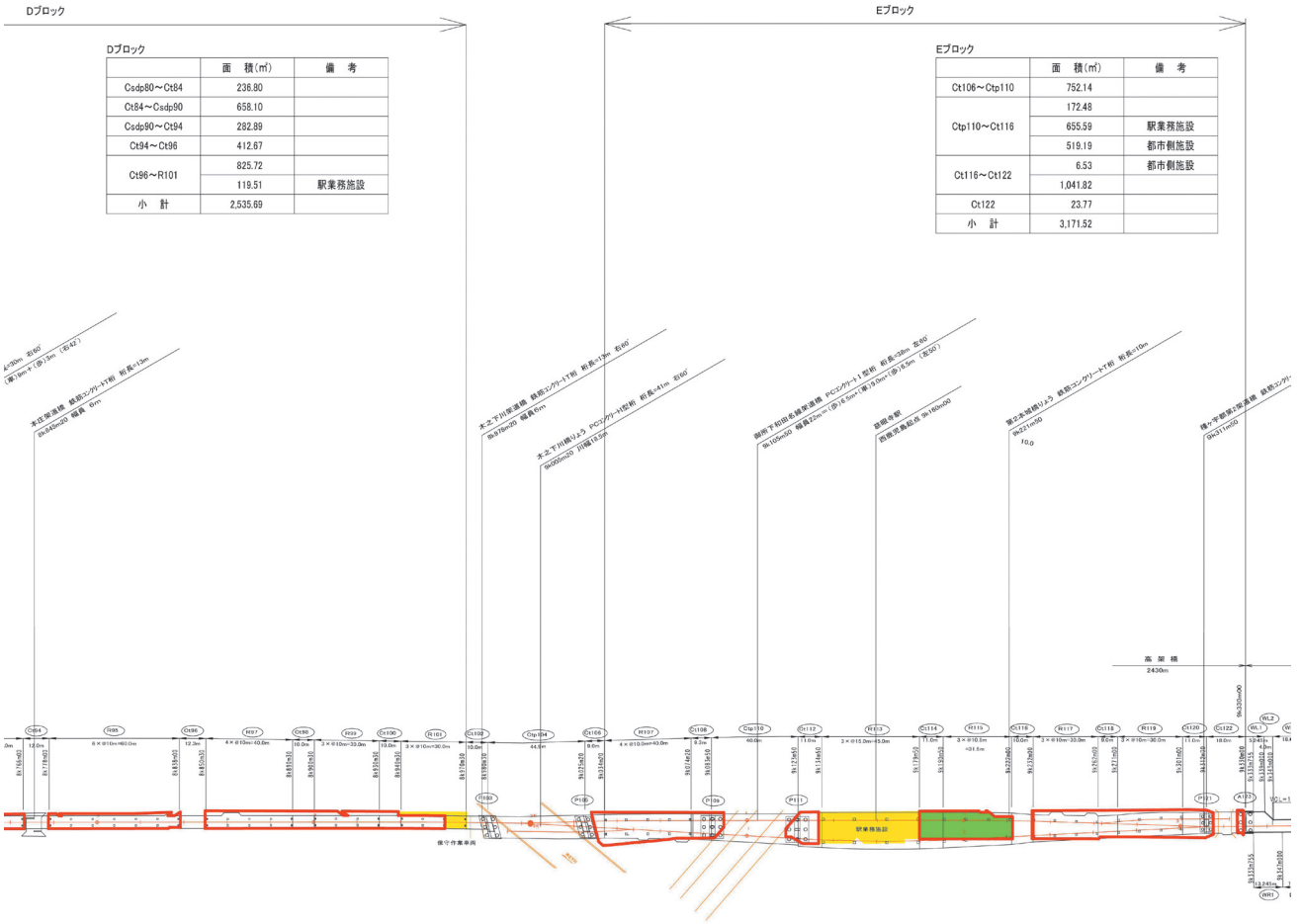

Dブロック

	面　積(㎡)	備　考
Csdp80～Ct84	236.80	
Ct84～Csdp90	658.10	
Csdp90～Ct94	282.89	
Ct94～Ct96	412.67	
Ct96～R101	825.72	
	119.51	駅業務施設
小　計	2,535.69	

Eブロック

	面　積(㎡)	備　考
Ct106～Ctp110	752.14	
Ctp110～Ct116	172.48	
	655.59	駅業務施設
	519.19	都市側施設
Ct116～Ct122	6.53	都市側施設
	1,041.82	
Ct122	23.77	
小　計	3,171.52	

別図

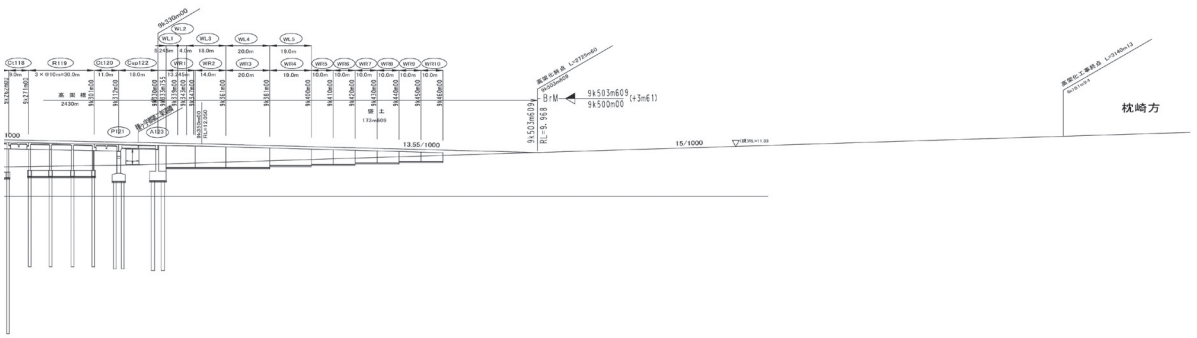

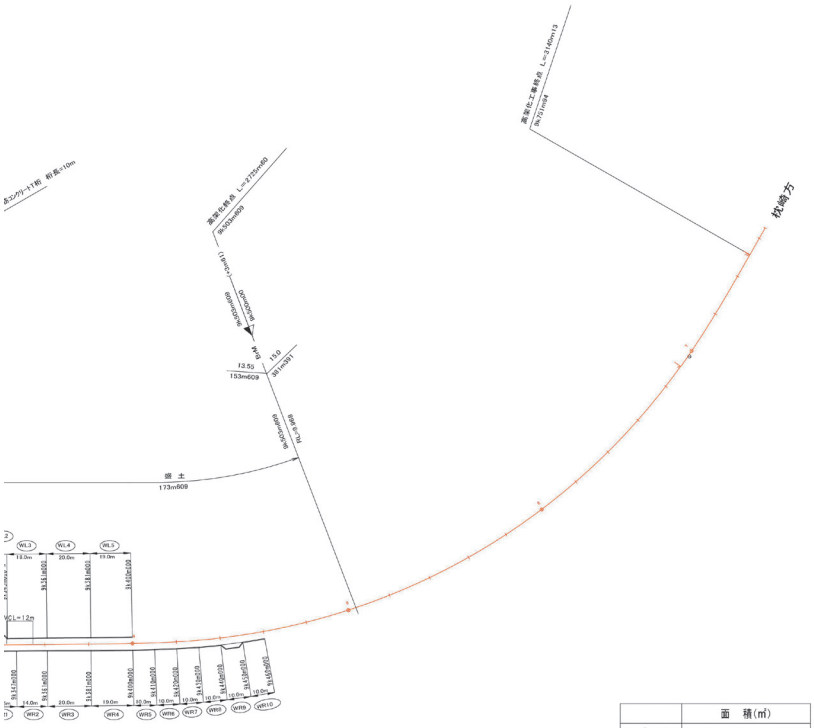

	面　積(㎡)
Aブロック	1,155.85
Bブロック	5,272.40
Cブロック	4,104.24
Dブロック	2,535.69
Eブロック	3,171.52
合計	16,239.70

※柱の面積は控除済

凡　例

	駅業務施設	1,727.19㎡
	都市側施設	2,176.87㎡

高架下貸付可能面積

16,239.70−1,727.19＝14,512.51

甲(都市側)利用可能面積

14,512.51×0.15＝2,176.87

１３－６　高架下利用に係る覚書

覚　　書

鹿児島市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、高架下賃貸借について合意したので、次のとおり覚書を交換する。

1. 乙は、下記の土地を下記のとおり指定する用途に供するため下記の賃料にて甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。なお、下記の土地に対する公租公課は乙の負担とする。

土地	面　積（m^2）	用　途	契約始期	賃料単価（円/年 m^2）	賃料（円/年）
別紙図面（1）	1,061	遊歩道	H29.4.1		
別紙図面（2）	102	管理通路	H29.4.1		
別紙図面（3）	4,088	遊歩道	H30.4.1		
別紙図面（4）	2,416	遊歩道	H31.4.1		
別紙図面（5）	143	管理通路	H28.4.1		
別紙図面（6）	24	資材置場	H28.4.1		
計	7,834				

2. 甲及び乙は、箇所ごとの契約始期前に別途土地賃貸借契約書を以て、詳細条件を含めて定めるものとする。但し、契約始期については甲の事情による変更はできないものとする。

3. 甲及び乙は、上記面積と現地の面積に差異があることが分かった場合、現地の面積に上記賃料単価を乗じて算出した賃料に変更するものとする。なお、変更の詳細については、別途甲・乙協議するものとする。

4. 甲及び乙は、本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容について疑義を生じた場合には、本覚書締結の趣旨等に則り、解決を図るものとする。

5. 平成 28 年 3 月 16 日付けで交換した高架下賃貸借に関する覚書に基づき既に締結している土地賃貸借契約については、第 1 項の規定に従って平成 30 年 3 月 31 日までに変更するものとする。ただし、契約始期を平成 30 年 4 月 1 日とする。

以上の合意の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 2 月 19 日

鹿児島市山下町11番1号
甲　鹿児島市
鹿児島市長　森　博幸

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
乙　九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　青柳　俊彦

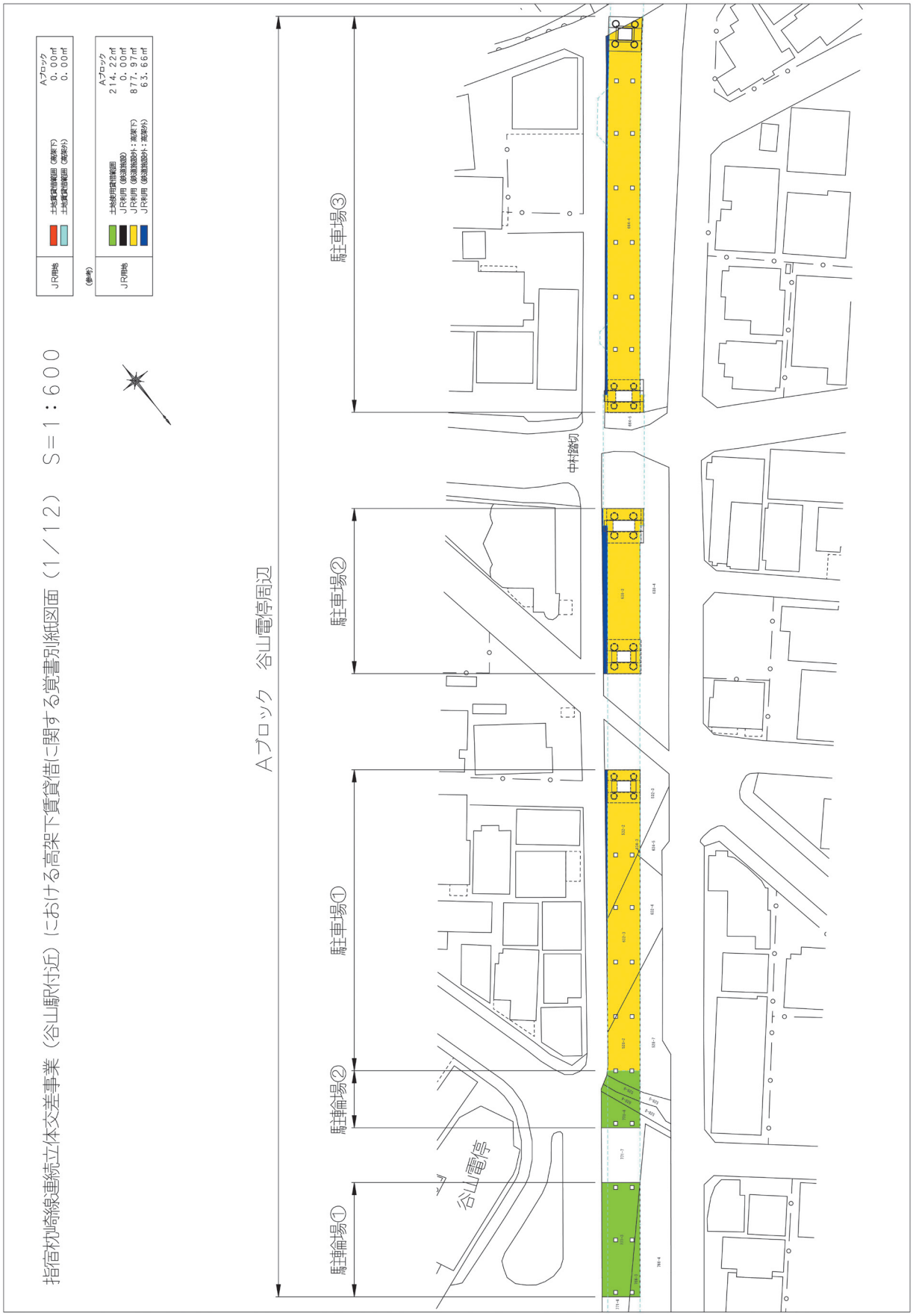
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（1／12）　S＝1：600
JR用地
土地賃貸借面積（高架下）　Aブロック　0.00㎡
土地賃貸借面積（高架外）　0.00㎡
（参考）
JR用地
土地使用許可面積面積　Aブロック　214.22㎡
JR利用（鉄道施設）　0.00㎡
JR利用（鉄道施設外）：高架下）　877.97㎡
JR利用（鉄道施設外）：高架外）　63.66㎡
Aブロック　谷山電停周辺
駐車場③
駐車場②
駐車場①
駐輪場②
駐輪場①
中村踏切
谷山電停

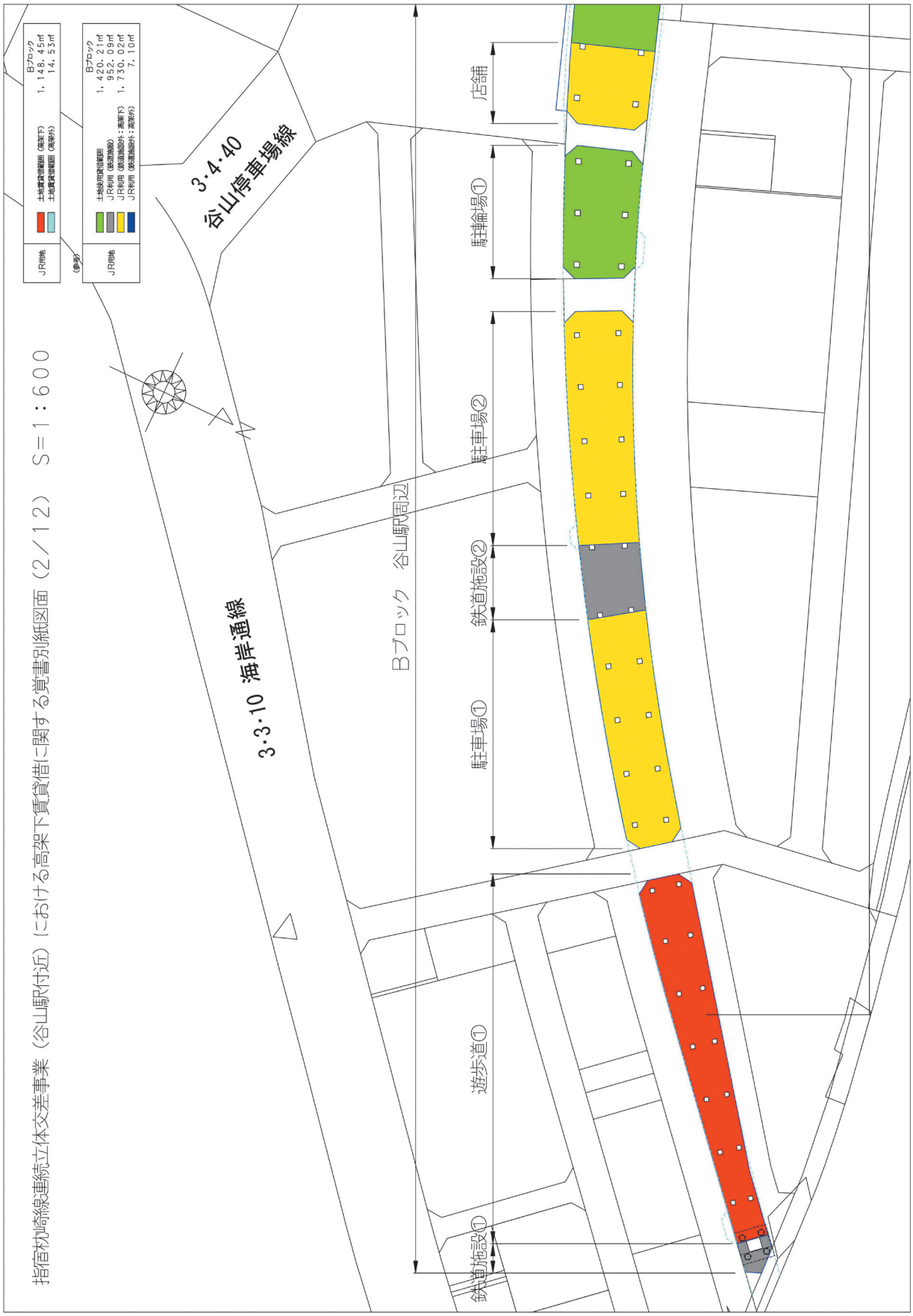
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（2／12）　S＝1：600
JR用地
土地賃貸借範囲（高架下）　Bブロック　1，148．45㎡
土地賃貸借範囲（高架外）　14．53㎡
（参考）
JR用地
土地使用貸借範囲　Bブロック　1，420．21㎡
JR利用（鉄道施設）　952．09㎡
JR利用（鉄道施設外：高架下）　1，730．02㎡
JR利用（鉄道施設外：高架外）　7．10㎡
3・4・40
谷山停車場線
3・3・10 海岸通線
Bブロック　谷山駅周辺
店舗
駐輪場①
駐車場②
鉄道施設②
駐車場①
遊歩道①
鉄道施設①

指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（3／12）
S＝1：600
JR用地
土地賃貸借範囲（高架下）
土地賃貸借範囲（高架外）
Bブロック
1，148．45㎡
14．53㎡
（参考）
JR用地
土地使用貸借範囲
JR利用（鉄道施設）
JR利用（鉄道施設外：高架下）
JR利用（鉄道施設外：高架外）
Bブロック
1，420．21㎡
952．09㎡
1，730．02㎡
7．10㎡
3・4・109
谷山駅南通線
3・4・40
谷山停車場線
谷山駅前広場
Bブロック　谷山駅周辺
駐車場②
駐輪場①
店舗
自由通路
管理通路
鉄道施設③
公衆便所
駐輪場②
駐輪場③
（2）102㎡

指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（4／12）　S＝1：600
JR用地
土地賃貸借範囲（高架下）
土地賃貸借範囲（高架外）
Bブロック
1，148．45㎡
14．53㎡
JR用地
土地使用貸借範囲
JR利用（鉄道施設）
JR利用（鉄道施設外：高架下）
JR利用（鉄道施設外：高架外）
Bブロック
1，420．21㎡
952．09㎡
1，730．02㎡
7．10㎡
N
Bブロック　谷山駅周辺
遊歩道②
駐車場③
駐輪場③
3・4・44 南清見諏訪線
（1）　1，061㎡

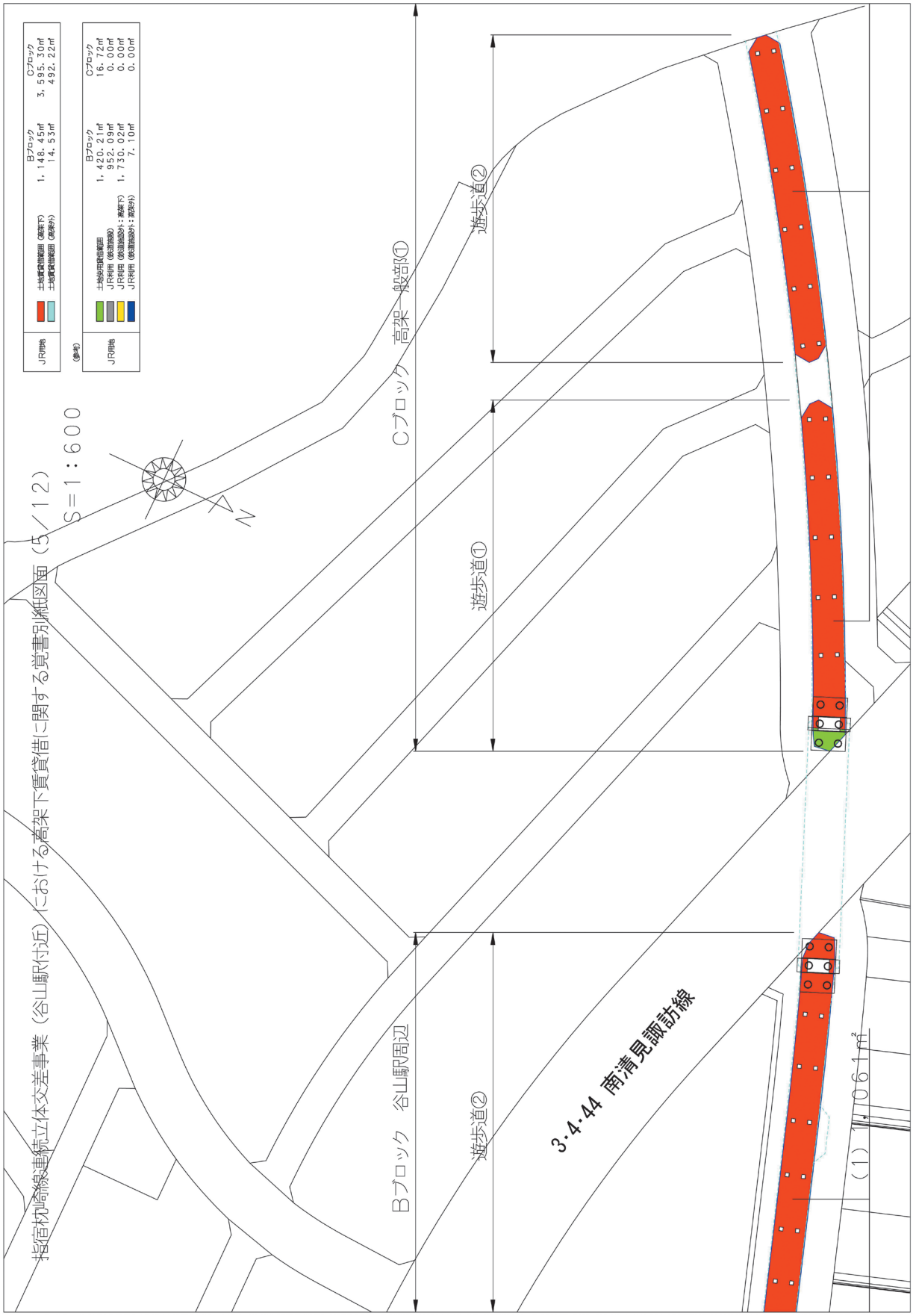
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（5／12）
S＝1：600
JR用地
土地賃貸借範囲（高架下）
土地賃貸借範囲（高架外）
Bブロック
1，148．45㎡
14．53㎡
Cブロック
3，595．30㎡
492．22㎡
（参考）
JR用地
土地利用賃借範囲
JR利用（鉄道施設）
JR利用（鉄道施設外；高架下）
JR利用（鉄道施設外；高架外）
Bブロック
1，420．21㎡
952．09㎡
1，730．02㎡
7．10㎡
Cブロック
16．72㎡
0．00㎡
0．00㎡
0．00㎡
Cブロック　高架一般部①
遊歩道②
遊歩道①
Bブロック　谷山駅周辺
遊歩道②
3・4・44 南清見諏訪線
（1）　061㎡

指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（6／12）　S＝1：600
JR用地
土地使用許可区域（高架下）
土地使用許可区域（高架外）
Cブロック
3，595．30㎡
492．22㎡
（参考）
JR用地
土地使用許可区域
JR利用（改造施設）
JR利用（改造施設外；高架下）
JR利用（改造施設外；高架外）
Cブロック
16．72㎡
0．00㎡
0．00㎡
0．00㎡
N
Cブロック　高架一般部①
遊歩道③
遊歩道④
田辺第一踏切
森永踏切

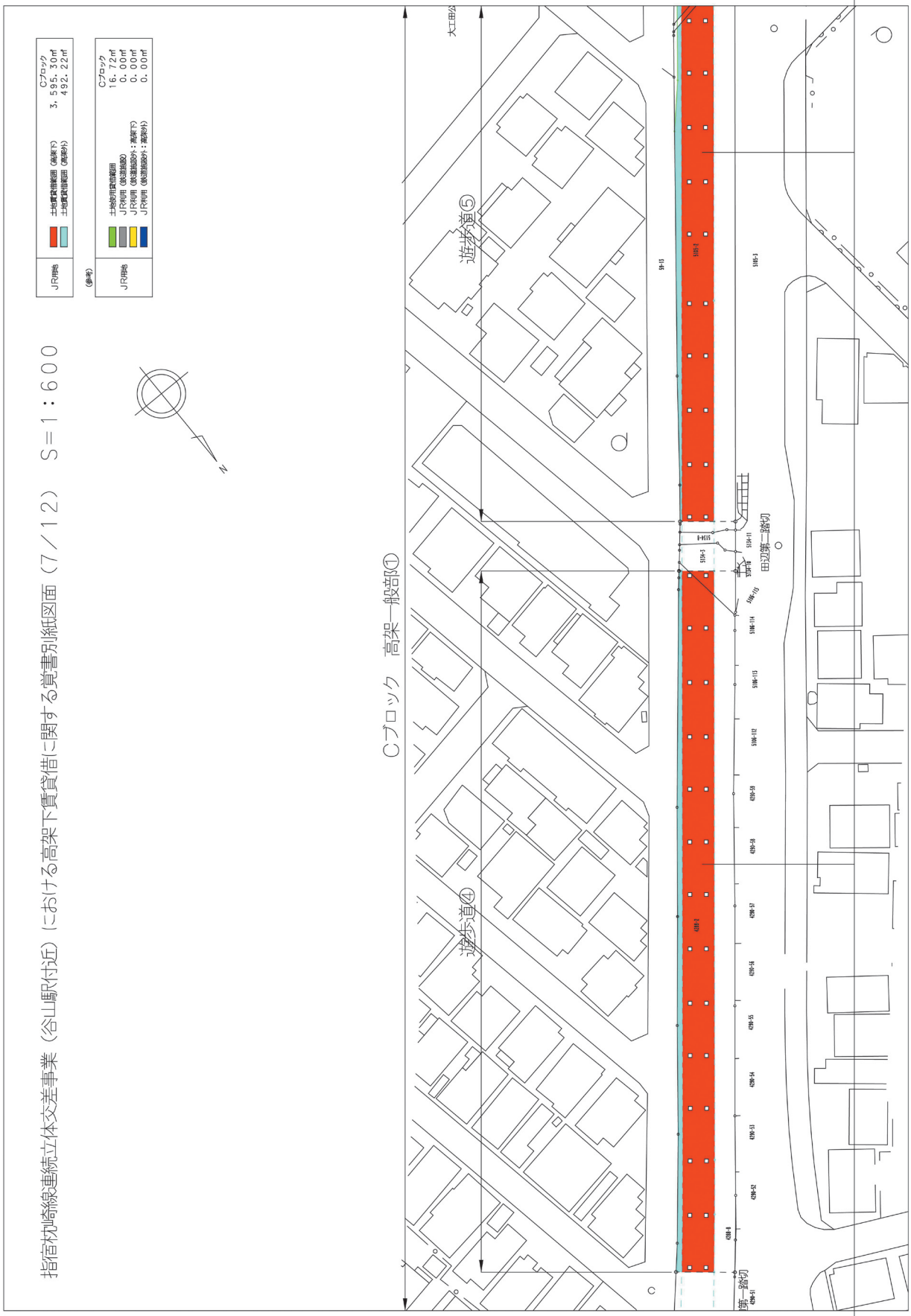
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（7／12）　S＝1：600
JR用地
土地使用許可面積（高架下）
土地使用許可面積（高架外）
Cブロック
3，595．30㎡
492．22㎡
（参考）
JR用地
土地使用許可面積
JR利用（鉄道施設）
JR利用（鉄道施設外；高架下）
JR利用（鉄道施設外；高架外）
Cブロック
16．72㎡
0．00㎡
0．00㎡
0．00㎡
N
Cブロック　高架一般部①
遊歩道④
遊歩道⑤
大工田公
田辺第二踏切
第一踏切

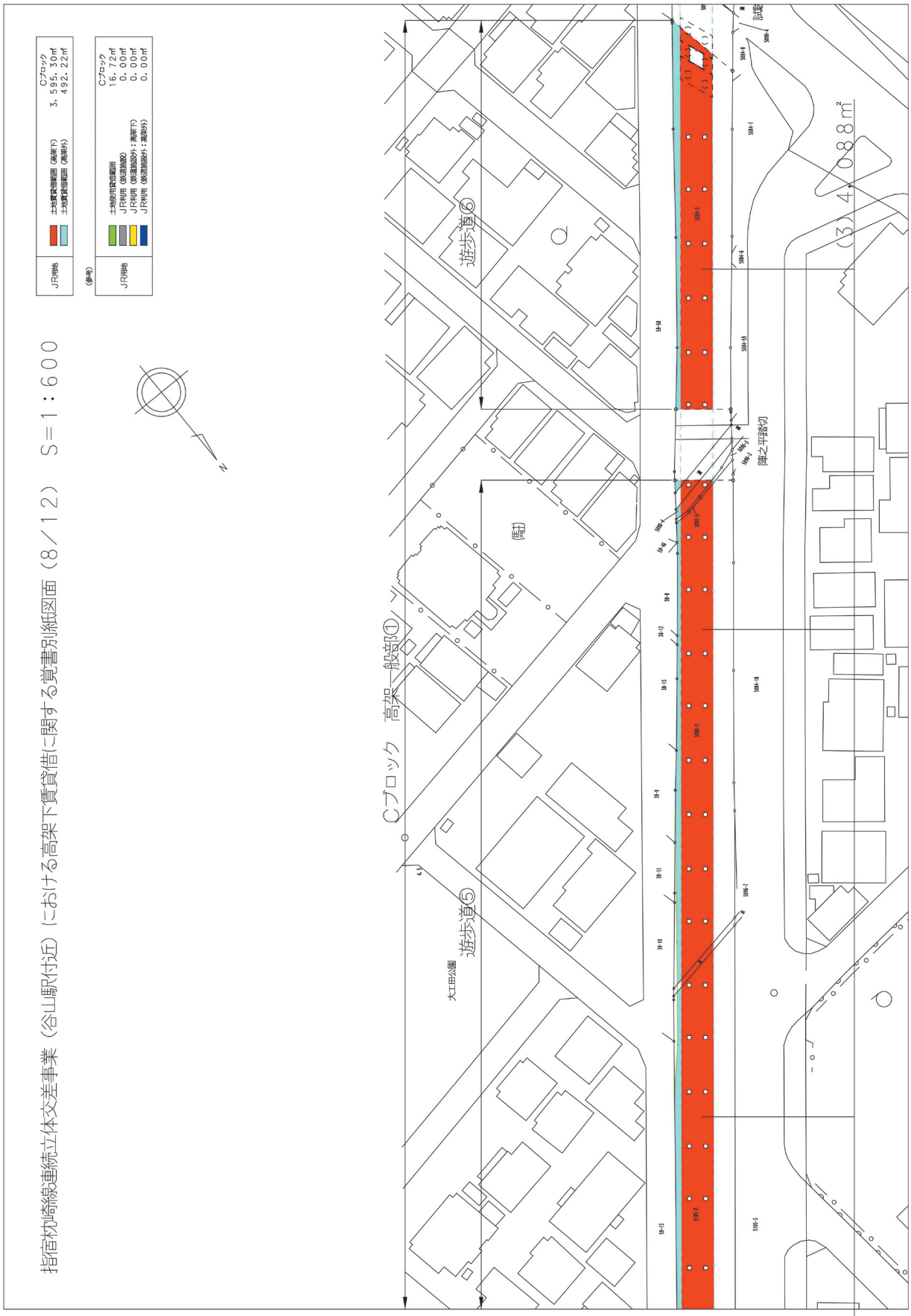
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（8／12）　S＝1：600
JR用地
土地使用許可区間（高架下）
土地使用許可区間（高架外）
Cブロック
3，595．30㎡
492．22㎡
（参考）
JR用地
土地使用許可区間
JR利用（鉄道施設）
JR利用（鉄道施設外：高架下）
JR利用（鉄道施設外：高架外）
Cブロック
16．72㎡
0．00㎡
0．00㎡
0．00㎡
N
Cブロック　高架一般部①
遊歩道⑥
遊歩道⑤
大工田公園
(3) 4,088㎡
庫之平踏切

指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（9／12）　S＝1：600
JR用地
土地区画整理区域（高架下）
土地区画整理区域（高架外）
Dブロック
1，983．83㎡
432．35㎡
（参考）
JR用地
土地区画整理区域
JR利用（検討施設）
JR利用（検討施設外；高架下）
JR利用（検討施設外；高架外）
Dブロック
0．00㎡
119．51㎡
0．00㎡
0．00㎡
N
Dブロック（高架一般部②）
遊歩道①
遊歩道②
遊歩道③
5.00
(駐)
地区街区境界線
大久保踏切
試験場踏切

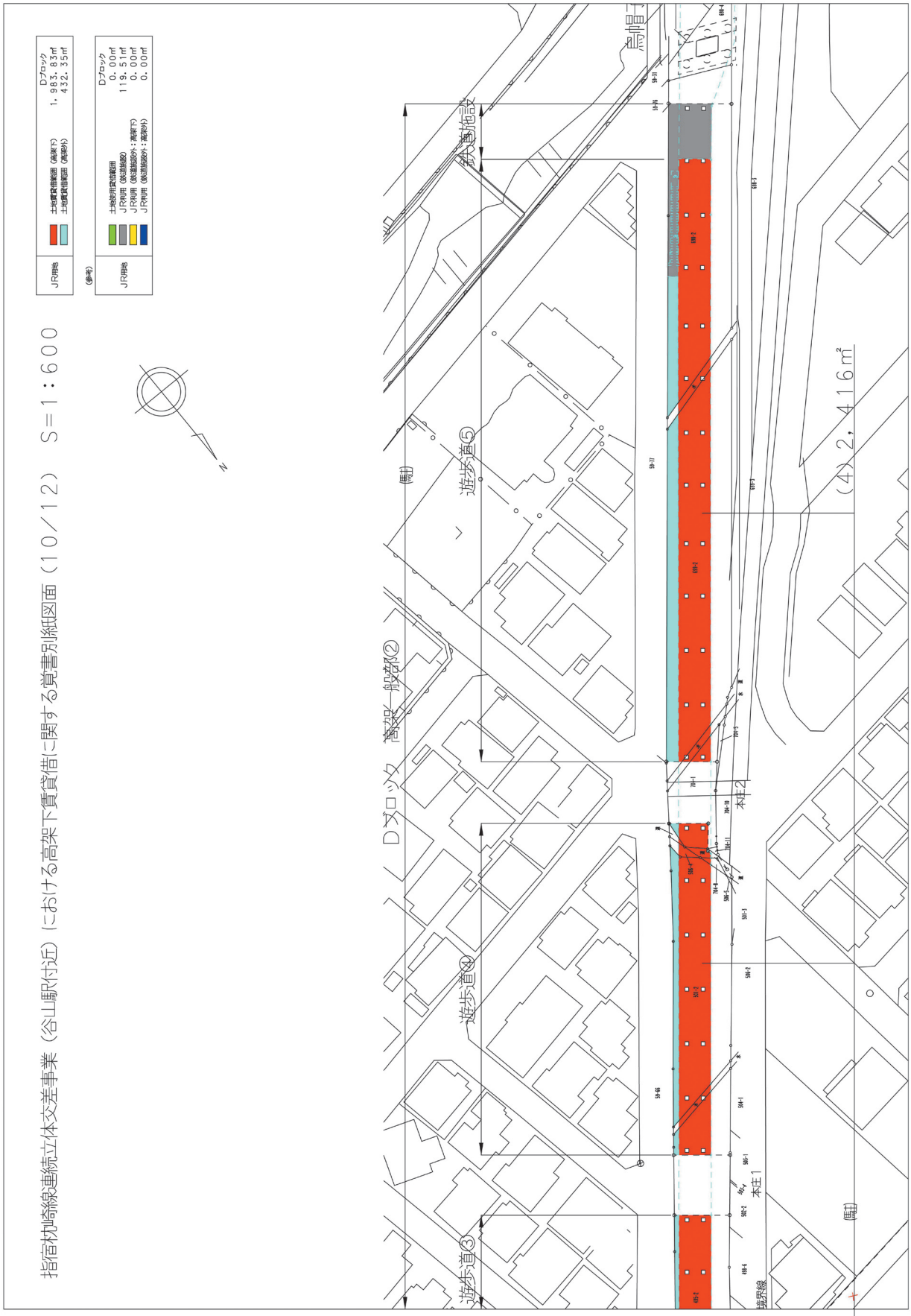
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（10／12）　S＝1：600
JR用地
土地賃貸借範囲（高架下）　1，983．83㎡
土地賃貸借範囲（高架外）　432．35㎡
（参考）
JR用地
土地使用貸借範囲　0．00㎡
JR利用（鉄道施設）　119．51㎡
JR利用（鉄道施設外；高架下）　0．00㎡
JR利用（鉄道施設外；高架外）　0．00㎡
N
Dブロック　高架一般部②
遊歩道⑤
遊歩道④
遊歩道③
歩行者他設
鳥帽子
本庄2
本庄1
境界線
（4）2，416㎡

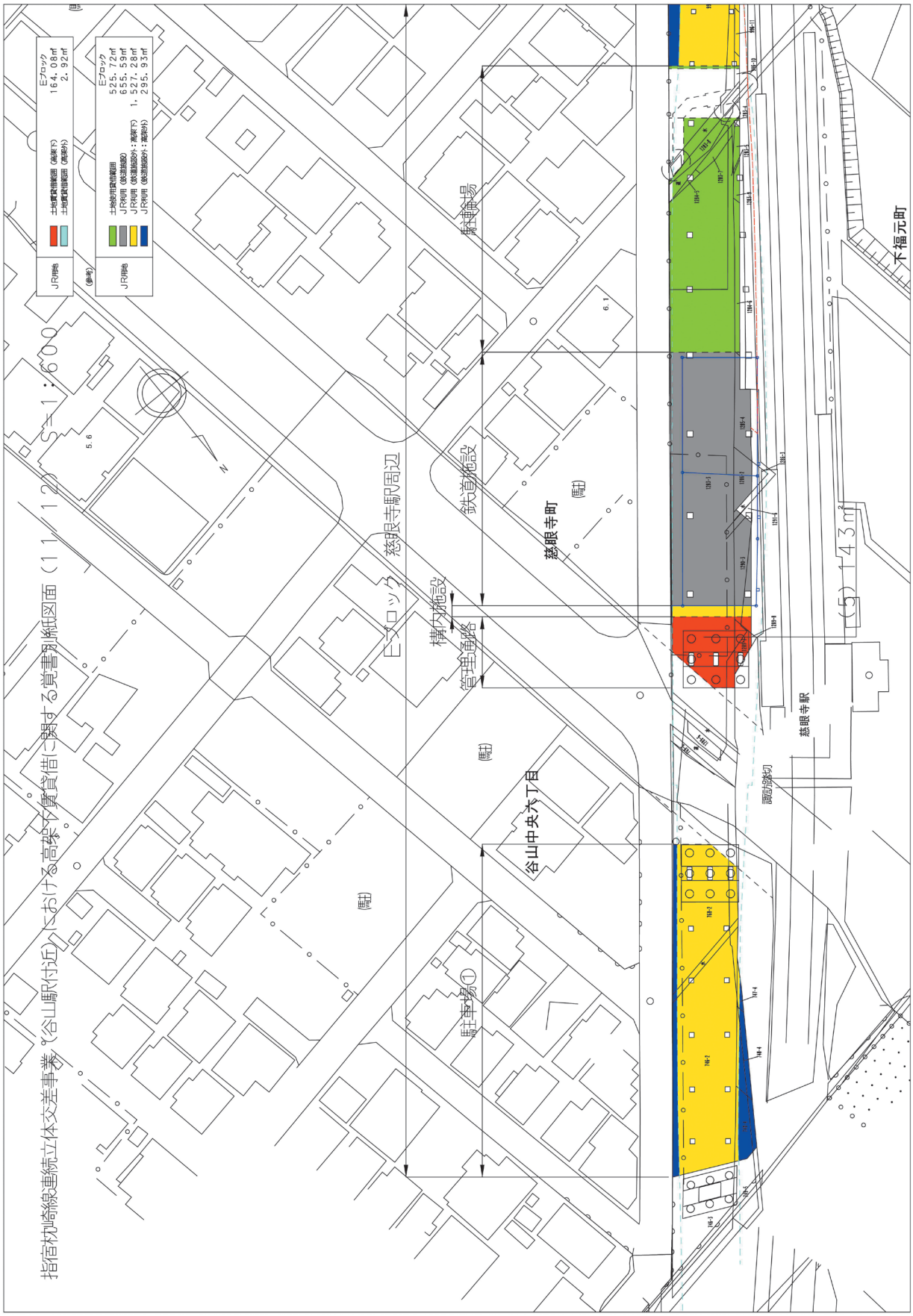
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（１１　１２）　S＝１：６００
JR用地
土地賃貸借面積（高架下）
土地賃貸借面積（高架外）
Eブロック
164.08㎡
2.92㎡
（参考）
JR用地
土地賃貸借面積
JR利用（鉄道施設）
JR利用（鉄道施設外：高架下）
JR利用（鉄道施設外：高架外）
Eブロック
525.72㎡
655.59㎡
1,527.28㎡
295.93㎡
Eブロック
慈限寺駅周辺
構内施設
管理通路
鉄道施設
駐車場
慈限寺町
谷山中央六丁目
駐車場①
慈限寺駅
調査線切
下福元町
(5) 143㎡

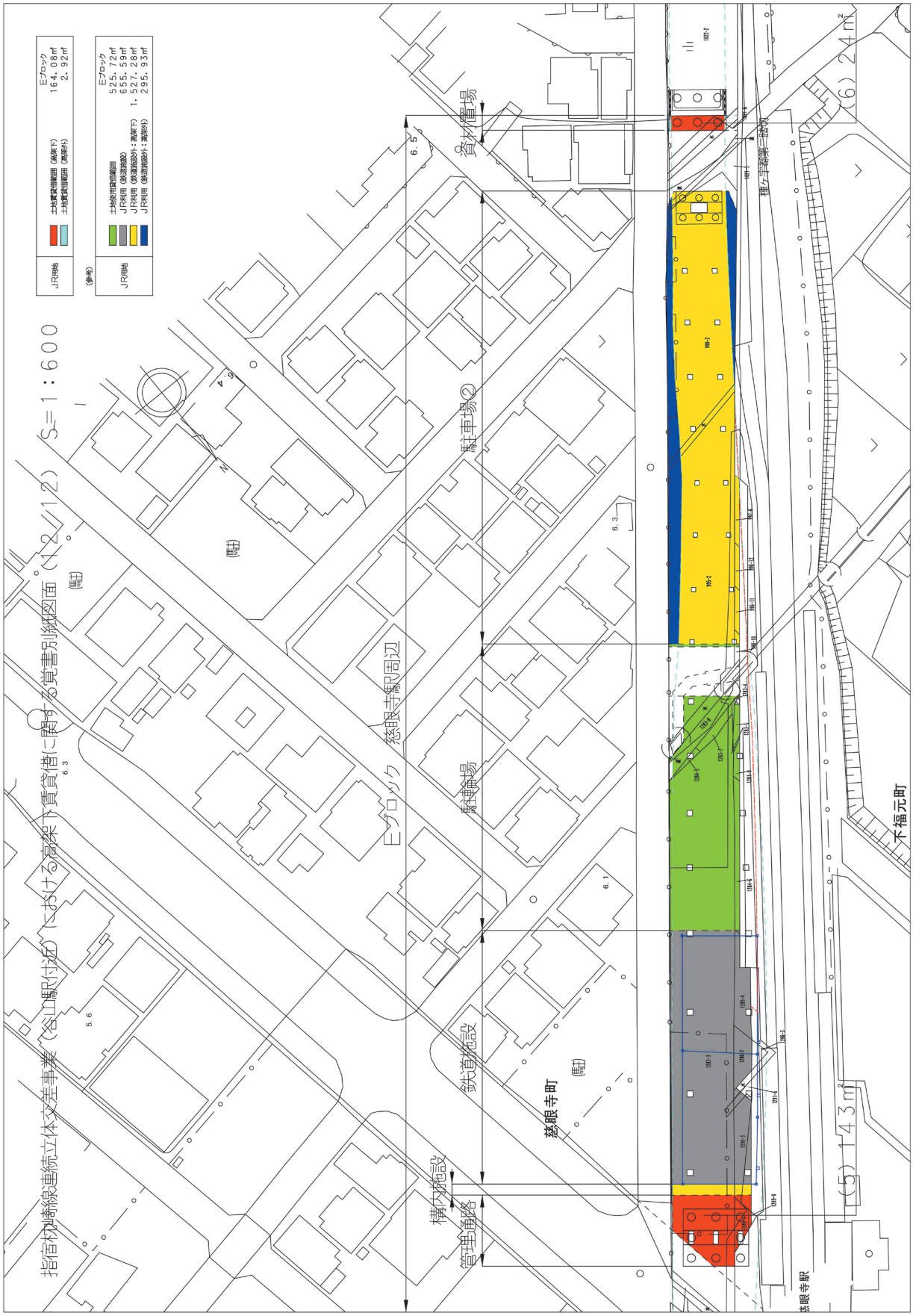
指宿枕崎線連続立体交差事業（谷山駅付近）における高架下賃貸借に関する覚書別紙図面（12/12）
S＝1：600
JR用地
土地使用許可区間（高架下）
土地使用許可区間（高架外）
Eブロック
164.08㎡
2.92㎡
（参考）
JR用地
土地使用許可区間
JR利用（鉄道施設）
JR利用（鉄道施設外：高架下）
JR利用（鉄道施設外：高架外）
Eブロック
525.72㎡
655.59㎡
1,527.28㎡
295.93㎡
Eブロック　慈眼寺駅周辺
駐車場②
駐車場
資材置場
鉄道施設
構内施設
管理通路
慈眼寺町
慈眼寺駅
下福元町
（5）143㎡
（6）24㎡

谷山地区連続立体交差事業
事 業 記 録 誌

発行日　令和２年３月
編　集　鹿児島市
　　九州旅客鉄道株式会社